

# 全国歯科医師国民健康保険組合報

栃木・山梨・青森・岐阜・富山・滋賀・京都・岡山・山口・島根・鳥取・香川・徳島・高知・新潟・岩手・石川・長野・福井・沖縄

第60号

2007.8



## 第60回通常組合会

# 平成18年度歳入歳出決算等承認される

後期高齢者医療制度、保険料の種類等に係る規約改正案を協議  
平成20年度の保険料の見直しを見送ることを報告



平成19年7月18日（水）午後1時より、中野サンプラザにおいて第60回通常組合会が開催された。外堀議長から議事録署名人に富山県支部の川口義治議員を指名し、物故組合員に対する黙祷の後、平成18年度事業報告、平成18年度歳入歳出決算、平成18年度決算剰余金の処分についての3議案について審議し原案どおり承認された。事前質問では3名の議員から保険料の賦課方法の見直し、後期高齢者医療制度が創設されることによる本組合への影響について等4題提出されたが、1題取り下げられて3題について質問があり、当日質問も多数あり、活発な質疑応答が行なわれた。

また、後期高齢者医療制度の被保険者となる組合員及び特定保険料の創設に伴う保険料の種類に係る規約改正案について協議を行なった。

平成18年度の繰越金が、収入の伸び率が支出の伸び率を上回ったこと、老健拠出金が対前年度比で約5億円減額であったこと及び算定誤りによる平成16年度、17年度分の国庫補助金が過年度分として交付されたこと等により平成18年度の繰越金が約23億円になったことから、平成20年度の保険料の見直しは見送ることが報告された。

### 開会の辞（要旨） 白石副理事長

お早ようございます。16日の新潟県中越沖地震に対しましては一日も早い復興を願うものであります。

本日、後期高齢者医療制度の対応について協議事項に出させて頂いておりますが、今回の医療制度改革は財政的にも負担増となり全国歯としても保険料の対応等があり



白石副議長

ます。

また、レセプトオンライン化も来年実施されると思いますが我々の医療に対するマイナス面が出てくると思われます。次期診療報酬改定につきましても関係すると思われる7月29日の参議院選挙で石井みどりの結果が良いことを願ひまして、第60回全国歯科医師国民健康保険組合通常組合会を開催いたします。本日はよろしく願ひいたします。

### 理事長挨拶（要旨） 金山理事長

お暑い中、お集まり頂きましてありがとうございますございました。

新潟県中越沖地震等の影響で交通手段が大変な中、全員ご参集いただき無事開催できますことに対してお礼申し上げます。

今日の組合会は、決算、事業報告ですが18年度に実施したことについて説明させていただきます。

医療制度改革関係では、70歳以上の現役並み所得者の負担割合を特例措置で今年の7月まで2割負担とし、高額療養費の自己負担限度額及び出産育児一時金の引き上げ並びに療養病床に入院する高齢者の食費・居住費の見直しを行いました。

前期高齢者納付金、後期高齢者支援金、病床転換支援金についても試算額を出しております。特定健診・保健指導については実施体制が決まらないことから対応に苦慮していますが、今年度中には実施計画を取りまとめ委託機関等も決めて契約をしなければと思っております。後期高齢者については当組合に組合員資格を維持できる体制を整えております。18年度は2つの委員会を設置して色々な課題について検討いただき、その答申に基づき組合の充実した体制を整備いたしました。

次に決算状況では後程詳しく説明がありますが、23億円の大黒字になりました。



金山理事長

た。単年度決算では10億円の黒字でしたが、14年、15年と赤字でしたが16年、17年、18年と続けて黒字になりました。これは16年の保険料の値上げと医療費が18年度は伸びなかったことに因るものと思います。

療養給付費（国保連合会への支払金額）の動向ですが9割給付から8割給付になった期間を比較すると減るのは当然ですが対前年比で89.30%と減少しています。8割給付になってからの比較では101.53%と微増しています。

18年度の総医療費では対前年比で100.00%と微増でした。微増に留まった事は毎年自然増が2～3%ある通年と比較すると大きな減額で保険者としては大変助かっています。これは給付割合の変更と点数改定がマイナスであった事によると思われます。18年度の除名処分は5件でした。

次に19年度については、4月より東京事務所の組織を総務課と業務課の2課を設け、事務局機構を新体制とし、職務分掌、職務権限、指示系統等を明確にし事務処理の効率化を図りました。保険者間の給付の統一を行政からも強く言われており、8月の保険証の更新と同時に7割給付といたします。しかし、附加給付と言う形で1割相当分を還付することになっております。70歳以上の現役並み所得者は3割負担のところを特例措置で2割にしておりますが8月から3割負担といたします。

30周年の記念式典を来年3月の組合会終了後に挙行政いたしますので、記念誌の編集と共に準備を進めております。

20年度から実施される医療制度改革に向けて、新たな高齢者医療制度、特定健診・保健指導及び特定保険料の創設に伴う保険料の種別への対応等については、体制整備が遅れていることや内容の変更等で大変ですが、的確に対応できるように努力しております。保険料賦課方法の見直しを20年度に行なう予定でしたが、決算剰余金が23億円であったことや医療制度改革に伴う新たな財源に未だ不透明な部分があることから20年度は見送ることといたしました。

それから栃木県庁による支部の事務指導が実施されることになり、今年度は4支部が行なわれます。東京事務所からも立合に参りますので宜しくお願いいたします。

以上、18年度、19年度の主なものについて申し上げますが、本日の組合会が無事終わりますよう皆様方のご協力をお願いいたします、ご挨拶といたします。



議長団 中屋敷副議長、外堀議長、堅田副議長

## ■ 議 事

### 第1号議案 平成18年度事業報告について議決を求める件 今井専務理事

平成18年度事業報告について、今井専務理事より説明があり、質疑応答の後に採決に入り原案どおり全員挙手により可決承認された。



今井専務理事

## 平成18年度事業報告

### I. 概況

平成18年度は、6月に医療制度改革関連法が成立し、平成18年度から20年度に渡って実施されることになった。それを受けて当組合が的確に対応し円滑な組合運営ができるように準備を進めてきた年であった。

まず、平成18年度から実施の70歳以上の現役並み所得者の一部負担金の引き上げについては、平成19年8月の保険証の更新まで先送りしたが、高額療養費の自己負担限度額の引き上げ、出産育児一時金及び療養病床に入院する高齢者の食費・居住費の見直し等については、適切に実施すると共に平成20年度から実施される新たな高齢者医療制度の創設に伴う後期高齢者支援金、前期高齢者納付金及び病床転換支援金等については、いち早く試算を行い、当組合の新たに必要となる財源を算出しその手当てについて検討した。

また、後期高齢者医療制度の被保険者となる組合員が全国歯に組合員資格を維持できる体制を取りまとめ、必要な規約改正案を策定した。

次に、特定健診・保健指導の義務化への取り組みは、特定健診・保健指導の委託体制が整わないことから、その対応が遅れがでているが、研修会等に積極的に参加すると共に、厚労省に設置された「保険者による健診・保健指導の円滑な実施方策に関す

る検討会」の検討の推移を見守りながら、各府県の保険者協議会等の情報収集に努め実施計画の策定に取り組んでいる。

医療制度改革に伴う各保険者の体制整備

が求められているが、これについては、国保基本問題検討臨時委員会及び規則等検討委員会の答申に基づいて平成19年度の事業計画に反映させたところである。

## II. 事業の実施状況

### 1. 被保険者の状況

#### (1) 平成18年度種別被保険者数（平均）

種 別		平成18年度(A)	平成17年度(B)	比較(A/B)%
組 合 員	1 種	12,998	12,955	0.33
	2 種	829	815	1.72
	3 種	24,578	24,262	1.30
	計	38,405	38,032	0.98
家 族	1 種	28,686	29,021	▲1.15
	2 種	542	541	0.18
	3 種	3,966	3,921	1.15
	計	33,194	33,483	▲0.86
合 計	1 種	41,684	41,976	▲0.70
	2 種	1,371	1,356	1.11
	3 種	28,544	28,183	1.28
	計	71,599	71,515	0.12

- 被保険者数は組合員が合計で38,405人で、対前年度率で0.98%、実人数で373人の微増する中で、家族は合計で33,194人で対前年度率で▲0.86%、実人数で289人の減少となった。これは昨年度（▲0.01%、実人数▲5人）に引き続き横這いである。

#### (2) 被保険者数（老人保健・前期高齢者・乳幼児・介護保険・特定/平均）

種 別		老人保健	前期高齢者	乳幼児	介護第2号	特定
組 合 員	1 種	1,475	408	0	9,076	192
	2 種	0	0	0	144	481
	3 種	17	17	0	5,264	7,255
	計	1,492	425	0	14,484	7,928
家 族	1 種	2,355	524	839	7,186	410
	2 種	4	0	131	42	258
	3 種	159	52	212	532	866
	計	2,518	576	1,182	7,760	1,534
合 計	1 種	3,830	932	839	16,262	602
	2 種	4	0	131	186	739
	3 種	176	69	212	5,796	8,121
	計	4,010	1,001	1,182	22,244	9,462

## 2. 保険料収入の状況

### (1) 保険料収納額の状況

種 別		平成18年度(A)	平成17年度(B)	比較(A/B)%
医療給付費分	均等割	5,613,309,500	5,594,533,800	0.34
	所得割	2,676,484,894	2,701,796,245	▲0.94
介護納付金分		747,644,800	735,194,400	1.69
合 計		9,037,439,194	9,031,524,445	0.07

- ・ 保険料の収納額の状況は、対前年度で均等割が0.34%増に対して、所得割は組合員の事業収入の伸び悩みから0.94%の減収となった。

介護納付金保険料は平成18年度は据え置いたが対前年度1.69%の増収となり、保険料の総額では9,037,439,194円で対前年度0.07%とほぼ横這いであった。

## 3. 国庫補助金の状況

項 目	平成18年度(A)	平成17年度(B)	比較(A/B)%
療養給付費補助金	1,703,367,015	1,550,391,506	9.87
老人保健医療費拠出金補助金	1,133,164,805	1,330,932,410	▲14.86
介護納付金補助金	351,766,397	343,671,498	2.36
特別対策費補助金	28,201,000	16,377,000	72.20
事務費負担金	48,646,535	48,959,020	▲0.64
出産育児一時金等補助金	57,300,000	50,475,000	13.52
高額医療費共同事業補助金	11,597,000	13,127,000	▲11.66
療養給付費補助金過年度分	275,038,059		
合 計	3,609,080,811	3,353,933,434	7.61

- ・ 国庫補助金の総額は、3,609,080,811円で対前年度7.61%の増であるが、療養給付費補助金過年度分（平成16年度、平成17年度分）275,038,059円が含まれた金額であり、この過年度分を差引くと0.59%の減額である。

## 4. 保険給付の状況

### (1) 給付割合

種 別	給付割合
1. 組合員	8割
2. 家族	7割
3. 3歳未満	8割
4. 前期高齢者	
・現役並所得者	8割
・一般所得者	9割
・低所得者	9割

(2) 療養給付費の状況

診療月	平成18年度(A)	平成17年度(B)	比較(A/B)%
4月	453,891,779	526,099,463	▲13.73
5月	475,144,225	495,691,392	▲4.15
6月	467,510,731	527,027,926	▲11.29
7月	458,266,873	528,282,866	▲13.25
8月	481,272,737	441,880,793	8.91
9月	453,197,690	435,769,806	4.00
10月	457,996,540	457,015,268	0.21
11月	475,021,612	461,730,386	2.88
12月	483,366,068	485,685,848	▲0.48
1月	438,722,792	476,312,896	▲7.89
2月	464,605,005	460,227,374	0.95
3月	549,250,157	527,483,487	4.13
合計	5,658,246,209	5,823,207,505	▲2.83

・平成18年度の療養給付費は対前年度比が率で2.83%、金額で164,961,296円の減額となった。これは平成17年7月まで9割給付であったことと、平成18年の診療報酬改定がマイナス改定であった影響と推定される。

(3) 高額療養費の支給状況

平成18年度(A)		平成17年度(B)		比較(A/B)%	
件数	金額	件数	金額	件数	金額
2,463	218,851,245	1,793	146,594,711	37.37	49.29

・高額療養費の支給の状況は、対前年度件数で37.37%、支給額で49.29%と大幅な増となった。これは給付割合が平成17年8月より9割から8割に引き下げられた影響によるものと推定される。

(4) その他の保険給付の状況

療養費※		出産育児一時金		葬祭費		傷病手当金	
件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
17,603	89,096,093	713	224,250,000	290	33,750,000	702	78,172,500

食事療養費(差額)		移送費		合計	
件数	金額	件数	金額	件数	金額
3	191,320	2	344,660	19,313	425,804,573

※療養費：柔道整復、コルセット、針灸、海外療養費等

(5) 歯科給付の状況

平成18年度(A)		平成17年度(B)		比較(A/B)%	
査定件数	査定費用額	査定件数	査定費用額	査定件数	査定費用額
2,829	21,280,240	2,403	17,125,080	17.73	24.26

・歯科給付は査定件数で17.73%、費用額で24.26%の増であった。

(6) 老人自家診療の歯科給付の状況

平成18年度(A)		平成17年度(B)		比較(A/B)%	
件数	費用額	件数	費用額	件数	費用額
1,721	29,389,400	1,686	29,163,890	2.08	0.77

・老人自家診療の歯科給付の対前年度比は、件数で2.08%、費用額で0.77%の増であった。

5. 高額医療費共同事業の状況

項目	平成18年度(A)	平成17年度(B)	比較(A/B)%
[収入]			
交付金	124,290,000	112,145,000	10.83
国庫補助金	11,597,000	13,127,000	▲11.66
収入合計	135,887,000	125,272,000	8.47
[支出]			
高額医療費拠出金	117,000,000	109,091,000	7.25
収支差額	18,887,000	16,181,000	16.72

・高額医療費共同事業の収支は、18,887,000円と対前年度16.72%の増である。これは、当組合の100万円以上の高額医療費が過年度より伸びたことによる。

6. 保健事業の状況

(1) 保健事業費の交付状況

- ①定額交付分                      各支部                                          1,550,000円
- ②被保険者割交付分           被保険者1人当たり                          440円

定額交付分	被保険者割交付分		交付額合計
	被保険者数	被保険者割交付分	
31,000,000	71,494	31,457,360	62,457,360

(2) 節目健診事業の実施状況

項目	平成18年度(A)	平成17年度(B)	比較(A/B)%
総健診対象者数	8,372人	8,236人	1.65
受診者数	2,372人	2,261人	4.91
受診率	28.33%	27.45%	3.21
交付額	64,726,863円	61,620,525円	5.04

・節目健診は、対前年度比が受診率で3.21%、交付額で5.04%の増となった。

(3) 資金貸付事業の状況

① 高額療養費資金貸付事業

平成18年度(A)		平成17年度(B)		比較(A/B)%	
件数	金額	件数	金額	件数	金額
26	5,938,000	19	3,450,000	36.84	72.12

② 出産費資金貸付事業

平成18年度(A)		平成17年度(B)		比較(A/B)%	
件数	金額	件数	金額	件数	金額
9	2,440,000	6	1,440,000	50.00	69.44

・出産費資金貸付事業は、対前年度比が件数で50.00%、貸付金額で69.44%の増であった。特に貸付金額が大幅に伸びたのは、平成18年10月から出産育児一時金を300,000円から350,000円に引き上げた影響による。

(4) 医療費通知

- ① 加入後2ヶ月以内 9月、10月、11月、12月、2月（2回）、3月  
受診者への通知 計7回実施
- ② 年間医療費通知 8月に各支部1回通知

(5) 健康家庭表彰の状況

- ① 健康家庭表彰の該当者の条件  
3年度間連続して医療機関にかからなかった組合員もしくは世帯
- ② 健康家庭表彰該当者数

単身世帯	2名世帯	3名世帯	4名世帯	5名世帯	合計
322	17	2	1	0	342

(6) 啓発事業の実施状況

平成20年度から実施される特定健診・保健指導について、理事会、組合会及び組合報でその目的、趣旨等を周知すると共に事業実施方法を検討する中で、健診及び保健指導対象者に対する案内方法を検討した。

7. レセプト点検

項目	委託料	効果額	差引額(A)	国庫補助(B)	(A)+(B)
一般分	8,504,706	8,907,421	402,715	4,005,500	4,408,215
老健波及効果分	3,434,645	10,810,870	7,376,225	1,727,500	9,103,725
合計	11,939,351	19,718,291	7,778,940	5,733,000	13,511,940

・レセプト点検による効果は、一般分が国庫補助を合わせた効果額が4,408,215円であり、これは当組合の実質的効果額である。老健波及分は同じく国庫補助を合わせた効果額が9,103,725円であるが、この内、国庫補助の1,727,500円は当組合に入るが、効果額の10,810,870円は直接当組合に入らない。しかし、老健拠出金に対して波及効果があるのである。つまり直接的効果額6,135,715円+老健拠出金に対する波及効果分である。

8. 広報活動の状況

- (1) 組合報を2回発行。  
(全国歯科医師国民健康保険組合報)
- (2) ホームページ

## 9. 国保基本問題検討臨時委員会の設置

当委員会は、諮問事項に対して平成18年5月に第一次答申を、又、平成18年9月に第二次答申を提出した。

第一次答申では、国保法等の改正で保険者間の給付割合の統一化(7割給付)された等から平成19年の保険証の更新から組合員の給付割合を7割とすることとした。

これを踏まえて全国歯が市町村国保等と比較してメリットを出すために①附加給付の支給、②傷病手当金の支給要件の緩和、③歯科給付では指導料を給付対象とすると共に申請の手続きの簡素化、④医療制度改革に伴う新たな財政負担に対応するための保険料の見直し(案)の策定、⑤後期高齢者医療制度の被保険者となる組合員の取り扱い、⑥新たな高齢者医療制度の支援金、納付金等の試算、⑦そしてクレジット機能付保険証の効果について検証を行い、幾つかの効果が立証されたことから、更新後も継続することとした。

⑧特定健診・保健指導についても資料の収集と検討を行い基本方針を取りまとめたこの答申に基づいて、常務会、理事会、組合会で協議を行い概ね答申どおりに平成19年度の事業計画に盛り込まれることとなった。

## 10. 規則等検討委員会の設置

個人情報保護法の施行等により新たな規則の制定が必要とされ、また、わが国の構造改革が進展する中、当組合の諸規則の見直しを図り、組織の強化と活性化に資する目的で標記委員会を設置して諸規則の検討を行った。

第一次答申では、「個人情報の保護に関する規程」(案)及び「職員等傷害保険規程」(案)を答申し、第二次

答申では、「職員に関する諸規程」(案)をはじめ、「除名基準」(案)、「役員報酬等委員会」(改定案)、「役員報酬・退職慰労金規程」(改定案)、「旅費規程」(改定案)、「役員慶弔規程」(改定案)、「診療報酬明細書開示規程」(案)について答申がだされ、何れも常務会、理事会、組合会で承認され施行されることとなった。

## Ⅲ. 事務処理の適正化と効率化

医療制度改革に伴い、業務量の増大及び内容の複雑化が一層進展している。

そうした中、安定した魅力ある国保組合を目指すには役員、議員、職員が協力して業務を推進しなければならない。そのために職員の就業条件及び職場規律を整備することが、事務局の効率化及び活性化に資するとの視点から職員に関する諸規程を整備し、事務局の事務機構、業務分掌、職務権限並びに指示系統を定めた。

これら組織の整備が一日も早く機能することにより、年々増大する業務量に対応することとした。

## IV. 諸会議の開催

## (1) 組合会

会議名	開催日	開催場所
第58回通常組合会	平成18年 7月26日(水)	中野サンプラザ
第59回通常組合会	平成19年 3月20日(火)	中野サンプラザ

## (2) 理事会

会議名	開催日	開催場所
第1回理事会	平成18年 6月28日(水)	中野サンプラザ
第2回理事会	平成18年12月13日(水)	中野サンプラザ
第3回理事会	平成19年 2月21日(水)	中野サンプラザ

## (3) 常務会

会議名	開催日	開催場所
第1回常務会	平成18年 5月10日(水)	東京事務所
第2回常務会	平成18年 6月28日(水)	中野サンプラザ
第3回常務会	平成18年 7月26日(水)	中野サンプラザ
第4回常務会	平成18年10月25日(水)	東京事務所
第5回常務会	平成18年12月13日(水)	中野サンプラザ
第6回常務会	平成19年 2月 7日(水)	東京事務所
第7回常務会	平成19年 2月21日(水)	中野サンプラザ
第8回常務会	平成19年 3月20日(火)	中野サンプラザ

## (4) 監事会

会議名	開催日	開催場所
第1回監事会	平成18年 6月27日(火)	東京事務所
第2回監事会	平成19年 2月20日(火)	東京事務所

## (5) 事務研修会

会議名	開催日	開催場所
平成18年度事務研修会	平成18年 5月19日(金) ~20日(土)	博多グリーンホテル
平成18年度支部役員・職員 研修会	平成19年 2月24日(土)	東京八重洲ホール

(6) 委員会

① 国保基本問題検討臨時委員会

会議名	開催日	開催場所
第3回国保基本問題検討臨時委員会	平成18年 4月12日(水)	東京事務所
第4回国保基本問題検討臨時委員会	平成18年 5月24日(水)	東京事務所
第5回国保基本問題検討臨時委員会	平成18年 7月 5日(水)	東京事務所
第6回国保基本問題検討臨時委員会	平成18年 9月 7日(木)	東京事務所

② 規則等検討委員会

会議名	開催日	開催場所
第3回規則等検討委員会	平成18年 4月19日(水)	東京事務所
第4回規則等検討委員会	平成18年 7月12日(水)	東京事務所
第5回規則等検討委員会	平成18年 8月23日(水)	東京事務所
第6回規則等検討委員会	平成18年 9月13日(水)	東京事務所
第7回規則等検討委員会	平成18年 10月11日(水)	中野サンプラザ

V. 関係団体の会議開催状況

(1) 栃木県庁関係

会議名	開催日	開催場所
国保主管課長会議	平成18年 4月26日(水)	栃木県国保連合会
国保主管課長会議	平成18年 7月21日(金)	栃木県国保連合会
国保新任担当者会議	平成18年 6月14日(水)	栃木県国保連合会
特定健診・保健指導の実施 に向けた関係者研修会	平成19年 3月15日(木)	栃木県自治会館

(2) 全協関係

① 総会

会議名	開催日	開催場所
第47回通常総会	平成18年 6月 8日(木) ~9日(金)	札幌市ロイトン札幌
第48回通常総会	平成19年 3月 9日(金)	明治記念館

② 理事会

会議名	開催日	開催場所
第1回理事会	平成18年 5月 12日(金)	八重洲富士屋ホテル
第2回理事会	平成19年 2月 23日(金)	八重洲富士屋ホテル

③常務理事会

会議名	開催日	開催場所
第1回常務理事会	平成18年 4月 26日(水)	八重洲富士屋ホテル
第2回常務理事会	平成18年 10月 17日(火)	八重洲富士屋ホテル
第3回常務理事会	平成19年 1月 26日(金)	八重洲富士屋ホテル

④研修会

会議名	開催日	開催場所
理事長・役員研修会	平成18年 7月 13日(木) ～14日(金)	箱根・湯本富士屋ホテル
理事長・役員研修会	平成18年 9月 26日(火)	八重洲富士屋ホテル
事務(局)長研修会	平成18年 6月 21日(水) ～22日(木)	箱根・湯本富士屋ホテル
事務(局)長研修会	平成19年 2月 6日(火)	九段会館
職員研修会	平成18年 9月 7日(木)	九段会館

⑤関東甲信越支部関係

会議名	開催日	開催場所
関東甲信越支部総会	平成18年 5月 26日(金)	甲府富士屋ホテル
関東甲信越支部幹事会	平成18年 4月 21日(金)	厚生会館
関東甲信越事務長研修会	平成18年 11月 22日(水)	厚生会館

⑥その他

会議名	開催日	開催場所
保健事業推進担当者研修会	平成18年 11月 14日(火) ～15日(水)	九段会館
全国ヘルスアップサミット	平成18年 10月 4日(水)	フロラシオン青山

**第2号議案 平成18年度歳入歳出決算  
について議決を求める件 鈴木常務理事**

平成18年度歳入歳出決算について、鈴木常務理事よりプロジェクターを用いて説明があり質疑応答の後、採決に入り全員挙手により可決承認された。

**i 決算の状況**

**1. 歳入の状況**

1 款 保険料収入は、9,037,439,194円で対前年度比0.07%、実額で5,914,749円の増であった。内訳は医療給付費分保険料は8,289,794,394円で対前年度比-0.08%、実額で6,535,651円の減、介護納付金分保険料は747,644,800円で対前年度比1.69%、実額で12,450,400円の増となった。

2 款 国庫支出金は3,609,080,811円で対前年度比7.61%、実額で490,505,811円の増となった。

3 款 共同事業交付金は124,290,000円で対前年度比10.83%、実額で12,145,000円の増となった。

4 款 財産収入は13,276,010円で対前年度比88.37%、実額で6,228,272円の増となった。

5 款 繰入金は0円。

6 款 繰越金は1,284,813,690円で対前年度比10.81%、実額で125,317,443円の増となった。

7 款 諸収入は48,370,720円で対前年度比35.27%、実額で12,611,892円の増となった。

歳入合計では14,117,270,425円で対前年度比3.05%、実額で417,364,733円の増となった。

**2. 歳出の状況**

1 款 組合会費は12,247,715円で対前年度比3.17%、実額で376,051円の増となった。



鈴木常務理事

2 款 総務費は545,941,939円で対前年度比5.89%、実額で30,370,929円の増となった。

3 款 保険給付費は6,346,174,074円で対前年度比-0.91%、実額で58,430,902円の減となった。

4 款 老人保健拠出金は3,490,304,437円で対前年度比-12.83%、実額513,778,731円の減となった。

5 款 介護納付金は1,092,270,121円で対前年度比4.71%、実額で49,134,783円の増となった。

6 款 共同事業拠出金は117,000,000円で対前年度比7.25%、実額で7,909,000円の増となった。

7 款 保健事業費は130,071,303円で対前年度-3.60%、実額で4,859,973円の減となった。

8 款 積立金は51,000,000円で対前年度比-21.54%、実額で14,000,000円の減となった。

9 款 諸支出金は、国庫補助金の超過交付額の償還分の3,615,292円で対前年度比-97.15%、実額で123,188,278円の減となった。

10 款 予備費は、3 款 保険給付費の2 項高額療養費に80,216,245円、4 項出産育児諸費に10,750,000円、9 款 諸支出金に3,614,292円、合計94,580,537円充当した。予備費の充当額は対前年度

比 - 54.04%、実額で111,200,249円の減であった。

### 3. 歳入・歳出決算の状況

歳入合計額	14,117,270,425 円
歳出合計額	11,788,624,881 円
決算剰余金	2,328,645,544 円

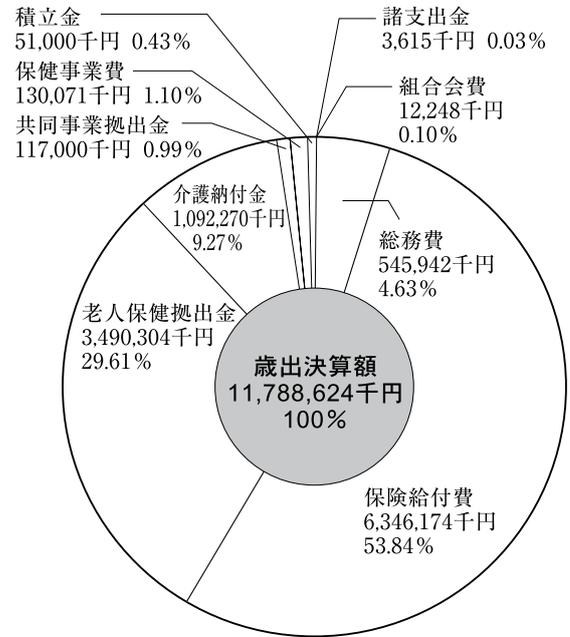
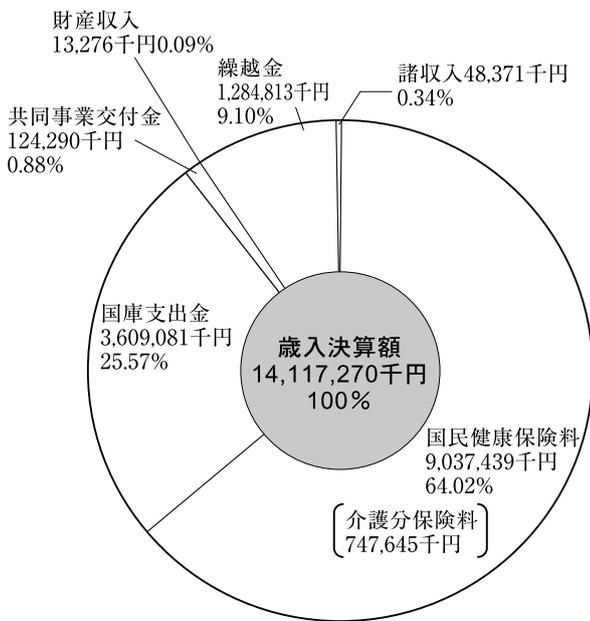
### 4. 実質収支の状況（単年度収支）

実質歳入額	12,832,456,735 円
実質歳出額	11,788,624,881 円
収支差額	1,043,831,854 円

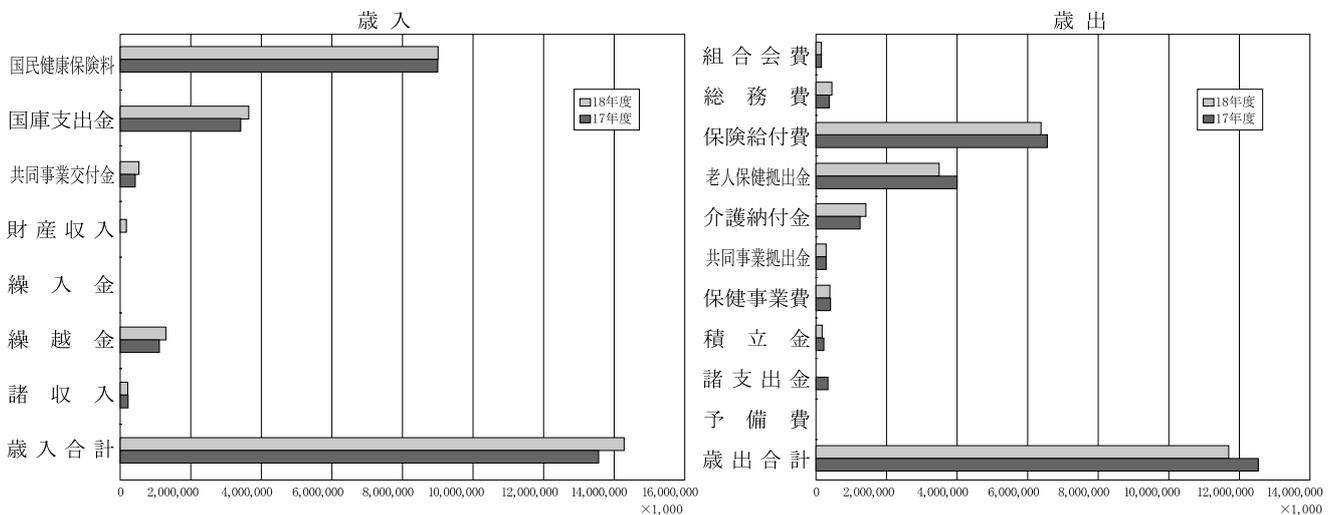


議案採決

## 平成18年度 歳入・歳出決算に占める各款別構成割合



### 歳入歳出決算款別比較



## 平成18年度 全国歯科医師国民健康保険組合歳入歳出決算書

歳入

(単位:円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不能欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1.	国民健康保険料	9,058,516,000	9,037,439,194	9,037,439,194			▲21,076,806
	1.国民健康保険料	9,058,516,000	9,037,439,194	9,037,439,194			▲21,076,806
2.	国庫支出金	3,118,575,000	3,609,080,811	3,609,080,811			490,505,811
	1.国庫負担金	45,883,000	48,646,535	48,646,535			2,763,535
	2.国庫補助金	3,072,692,000	3,560,434,276	3,560,434,276			487,742,276
3.	共同事業交付金	92,523,000	124,290,000	124,290,000			31,767,000
	1.共同事業交付金	92,523,000	124,290,000	124,290,000			31,767,000
4.	財産収入	7,047,000	13,276,010	13,276,010			6,229,010
	1.財産運用収入	7,047,000	13,276,010	13,276,010			6,229,010
5.	繰入金	1,000	0	0			▲1,000
	1.給付費等支払準備金繰入金	1,000	0	0			▲1,000
6.	繰越金	700,000,000	1,284,813,690	1,284,813,690			584,813,690
	1.繰越金	700,000,000	1,284,813,690	1,284,813,690			584,813,690
7.	諸収入	5,765,000	48,370,720	48,370,720			42,605,720
	1.延滞金及び過料	1,000	0	0			▲1,000
	2.立替収入	1,000	869,746	869,746			868,746
	3.預金利子	5,760,000	7,277,392	7,277,392			1,517,392
	4.雑入	3,000	40,223,582	40,223,582			40,220,582
歳入合計		12,982,427,000	14,117,270,425	14,117,270,425			1,134,843,425

歳出

(単位:円)

款	項	予算現額	支払済額	翌年度繰越金	予算現額と 支出済額と の比較
1.組合会費		14,700,000	12,247,715		2,452,285
	1.組合会費	14,700,000	12,247,715		2,452,285
2.総務費		571,701,000	545,941,939		25,759,061
	1.総務管理費	571,700,000	545,941,939		25,758,061
	2.徴収費	1,000	0		1,000
3.保険給付費		6,981,694,245	6,346,174,074		635,520,171
	1.療養諸費	6,415,400,000	5,790,805,669		624,594,331
	2.高額療養費	218,851,245	218,851,245		0
	3.移送費	1,000,000	344,660		655,340
	4.出産育児諸費	224,250,000	224,250,000		0
	5.葬祭費	38,900,000	33,750,000		5,150,000
	6.傷病手当金	83,293,000	78,172,500		5,120,500
4.老人保健拠出金		3,521,270,000	3,490,304,437		30,965,563
	1.老人保健拠出金	3,521,270,000	3,490,304,437		30,965,563
5.介護納付金		1,092,271,000	1,092,270,121		879
	1.介護納付金	1,092,271,000	1,092,270,121		879
6.共同事業拠出金		132,339,000	117,000,000		15,339,000
	1.共同事業拠出金	132,339,000	117,000,000		15,339,000
7.保健事業費		181,200,000	130,071,303		51,128,697
	1.保健事業費	181,200,000	130,071,303		51,128,697
8.積立金		51,001,000	51,000,000		1,000
	1.積立金	51,001,000	51,000,000		1,000
9.諸支出金		3,615,292	3,615,292		0
	1.償還金	3,615,292	3,615,292		0
10.予備費		432,635,463	0		432,635,463
	1.予備費	432,635,463	0		432,635,463
歳出合計		12,982,427,000	11,788,624,881		1,193,802,119

**第3号議案 平成18年度決算剰余金の処分について議決を求める件 鈴木常務理事**

鈴木常務理事より平成18年度決算剰余金の処分について平成19年度に繰越すことの説明があり、質疑応答の後採決に入り全員挙手により可決承認された。

歳入合計額 14,117,270,425 円  
 歳出合計額 11,788,624,881 円  
 決算剰余金 2,328,645,544 円  
 上記剰余金を下記の通り処分する。

翌年度繰越金 2,328,645,544 円

**監査報告 大久保監事**

大久保監事より、監査状況について別紙の監査報告書のとおり報告があった。

監査報告に引き続き、事前質問に対する質疑応答及び当日質問に対する質疑応答の後に第1号議案から第3号議案まで、それぞれの議案について採決に入り3議案とも原案どおり可決承認された。



大久保監事

監 査 報 告 書

理事長 金山公彦 殿

平成19年 6月26日

監 事 大久保 有

監 事 高畑 研 佑

監 事 宮田 靖 雄

本日、東京事務所におきまして、私共監事3名は、関係の役職員の立会いを得まして、規約第49条により、平成18年度（平成18年4月1日より平成19年3月31日まで）の業務執行の状況、並びに各銀行預金残高証明書等の照合など、経理状況及び財産の状況等を監査いたしました結果、適正に処理されているものと認めました。

監 査 報 告 書

全国歯科医師国民健康保険組合  
 理事長 金山公彦 殿

平成19年 6月26日

東京都大田区池上6丁目18番2号

公認会計士 清水秀一

電話 (03) 3754 局 0041 番

私は、貴組合の平成18年度（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）の資金の収支につき監査いたしました。  
 この監査に当たって、私は通常必要とする監査手続き及び私が必要と認めた監査手続きを実施いたしました。  
 監査の結果は、添付の「平成18年度歳入・歳出決算事項別明細書」とおりであると認めます。  
 なお、収入金額中、国民健康保険料収入、国庫支出金収入、立替金収入、第三者納付金収入および返納金収入については、理事の承認額によりました。

**財産状況報告**

平成18年度末現在

**1. 積立金**

特別積立金	1,368,530,000 円
給付費等支払準備金	798,000,000 円
別途積立金	115,000,000 円
事務所管理積立金	116,325,000 円
役職員退職死亡給与積立金	270,201,784 円
合 計	2,668,056,784 円

**2. 財産目録**

東京事務所(土地建物)	380,000,000 円
-------------	---------------

**3. 備品**

(1) 備品目録(東京事務所)

平成18年度末現在

品 名	数量
事務用机	5
事務用椅子	12
ミーティングテーブル	2
ミーティングチェア	18
パネルスクリーン	1
デジタルカメラ	1
スーパーボード(M20)	1
オーバーヘッドプロジェクター	1
ビデオカメラ一式(パナソニックデジカム)	1
除湿器	2
冷蔵庫	3
25型カラーテレビ	1
シュレッダー	3
ユニシス端末機	13
ICレコーダー	1
ウォシュレット	4
シューズボックス	1
書棚	1

**(2) 備品目録(支部)**

平成18年度末現在

支部名	品 名	数量	支部名	品 名	数量
栃 木	レーザープリンタ	1	鳥 取	レーザープリンタ	1
	ユニシス端末機	2		ユニシス端末機	1
	シュレッダー	1		シュレッダー	1
山 梨	レーザープリンタ	1	香 川	レーザープリンタ	1
	ユニシス端末機	1		ユニシス端末機	2
	シュレッダー	1		シュレッダー	1
青 森	レーザープリンタ	1	徳 島	レーザープリンタ	1
	ユニシス端末機	1		ユニシス端末機	2
	シュレッダー	1		シュレッダー	1
岐 阜	レーザープリンタ	1	高 知	レーザープリンタ	1
	ユニシス端末機	2		ユニシス端末機	1
	シュレッダー	1		シュレッダー	1
富 山	レーザープリンタ	1	新 潟	レーザープリンタ	1
	ユニシス端末機	1		ユニシス端末機	3
	シュレッダー	1		シュレッダー	1
	ファクシミリ	1		ファクシミリ	1
滋 賀	レーザープリンタ	1	岩 手	レーザープリンタ	1
	ユニシス端末機	1		ユニシス端末機	2
	シュレッダー	1		シュレッダー	1
京 都	レーザープリンタ	1	石 川	レーザープリンタ	1
	ユニシス端末機	3		ユニシス端末機	1
	シュレッダー	1		シュレッダー	1
岡 山	レーザープリンタ	1	長 野	レーザープリンタ	1
	ユニシス端末機	2		ユニシス端末機	3
	シュレッダー	1		シュレッダー	1
山 口	レーザープリンタ	1	福 井	レーザープリンタ	1
	ユニシス端末機	2		ユニシス端末機	1
	シュレッダー	1		シュレッダー	1
島 根	レーザープリンタ	1	沖 縄	レーザープリンタ	1
	ユニシス端末機	1		ユニシス端末機	1
	シュレッダー	1		シュレッダー	1

## ■ 事前質問

〔質疑応答の要旨〕

1. 保険料の賦課方法の見直しに関連して  
(京都府支部 陳正和議員)

Q 定額制に移行させることは、国が規定する標準割合である応益割：応能割＝50：50を無視することになるのでは？



陳議員

A 今回の委員会試案を常務会、理事会で検討して第59回組合会に協議事項としてお出ししたのは、定額制を採用いたしておりません。組合員の収入の把握の同意書が取れなくて止むを得ず定額制にした単県国保組合が幾つかあります。当組合もそうした場合を視野に入れて検討しておく必要があると言うことです。

次に国の定める標準割合を無視するのではとのご質問については、この資料をお出ししたのは、委員会試案では市町村国保に対して国の定める標準割合に、より近づきますと言う参考資料でございます。従いまして国保組合に適用されるものではありませんが比較材料として参考にお出ししたものです。

Q 診療報酬の少ない組合員の保険料の増額割合が高くなっている。特別の事情があり保険料の納付が困難な場合は減免措置を講ずるとあるが、どのような場合か。国保基本問題検討臨時委員会の見解を求めたい。

A 同委員会は平成18年9月13日付けで最終答申を出しております。委員会規程に

諮問事項の審議が終了した時、あるいは委嘱した理事長の辞任をもって消滅すると規定されており、任務を終わっております。そのことをご了解賜った上でお答えいたします。規約第27条（保険料の減免）及び保険料減免取扱規程の適用を考えております。

Q 高齢者の患者負担で、高齢者の所得という個人情報に1割と3割で明らかにされ、個人情報が保護されない制度では、厚労省の見解を求めたい。

A 厚労省の見解としてはお答えできませんが、制度上のご説明としてお答えさせていただきます。これは所得証明書を添えて申請し、高齢受給者証を発行し1割、2割になる訳です。自ら申請するものですから個人情報保護法には抵触しないものと考えます。

個人情報保護法は、個人情報の有用性と個人の権利利益のバランスを図ることを目的としております。

■新潟県中越沖地震に対するお見舞いのお礼  
佐藤議員は、事前質問の説明に先立って議長に発言を求め、新潟県中越沖地震に対するお見舞いに対して下記のようにお礼を述べられた。



佐藤議員

先程は、理事長先生、議長さんから大変ご丁寧なお見舞いのお言葉を頂き、ありがとうございました。3年前の中越地震で大きな被害を受け、新潟県もようやく地震災

害から立直ったところでしたが、また先日  
中越沖地震が発生いたしまして、柏崎を中  
心として、ご承知のような惨状になってし  
まいました。これに対しまして多くの皆様  
方からお見舞いのお言葉を頂き心から感謝  
申し上げます。今後、新潟県支部、県歯一  
同、復興に頑張って参りたいと考えており  
ます。国保組合にも色々ご迷惑をお掛け  
することもあろうかと思いますが、宜しく  
お願い申し上げます。

2. 後期高齢者医療制度が創設されること  
による本組合への影響について

(新潟県支部 佐藤昭雄議員)

Q 本組合に支払う金額はどのような額に  
なりますか。

A 後期高齢者組合員の保険料は月額  
6,000円になります。この金額は多少変  
わる可能性もありますが現時点ではこ  
の金額を予定しています。この金額は家  
族、従業員の保険料と給付のバランスか  
ら算定しております。なお後期高齢者組  
合員の世帯に属する者、つまり家族と  
従業員については従来どおり変わりませ  
ん。

Q 高齢者の組合員は双方に保険料を支払  
うこととなりますが、本組合員として残  
ることはどのようなメリット・デメリッ  
トがありますか。

A ・メリット

(1)保健事業として下記の支給を受けられる。

①傷病見舞金 (傷病手当金と同じ)

②死亡見舞金 (葬祭費と同じ)

(2)家族、従業員の被保険者資格が維持できる。

(3)全国歯の役員、議員等として組合の運営  
に携わることができる。

・デメリット

(1)後期高齢者医療制度と全国歯の両方に  
保険料を支払う。

Q 組合としてどのようなメリット・デメ

リットがありますか。

A ・メリット

(1)全国歯の組合員及び被保険者の減少を  
緩和できる。

・デメリット

(1)業務が多少複雑になる。

Q 1種組合員と後期高齢者組合員の分  
別がどうなるのか、権利の違いが出てく  
ると思われるが。将来的には役員に後期  
高齢者になるのは如何なものかと考えま  
す。如何ですか。(富山県支部 川口義  
治議員)



川口議員

A 組合員資格を維持できるのは、現に1  
種組合員である者とするとしてあります  
ので、被保険者資格はありませんが、組  
合員としての資格は1種組合員と同等と  
した訳です。

なお、役員、議員として活躍できると  
したのは、後期高齢者が組合員資格を維  
持できるとした趣旨が「後期高齢者医療  
制度の被保険者については、国保組合の  
被保険者からは外れるが、国保組合の健  
全な運営に寄与する者であり、引き続き  
組合員としての資格を維持」と説明を受  
けています。法の趣旨に則って役員、議  
員として組合の運営に携わることができ  
るとしたものです。

3. 保険料賦課方法の見直しについて

(岡山県支部 南哲之介議員)

Q 第59回通常組合会に協議事項として保

保険料の賦課方法の見直しについて資料が提示されたが、保険料試案1、2を見ると1種組合員の負担が大きくなりすぎると思われます。以下の通り試算したので再考願いたい。



南議員

A 国保基本問題検討臨時委員会での検討段階では5、6通りぐらいの試案を作り、その中から検討して試案1と試案2を答申したものです。検討段階では南議員のご意見に近い案もあったと思いますが、最終的に試案1、2となりました。

2種、3種組合員及び家族に負担していただき、1種組合員に優しい改正をと言うことですが、2種、3種組合員は、他の事業所の従業員つまり健保組合の組合員の場合、保険料の半額を事業主が負担します。国保組合の場合は事業主負担がない等の違いがある等実質負担額を考慮しました。2種、3種組合員の給付費が少ないこと、家族の負担増は1種組合員にも負担増となる等、種々の条件を総合的に検討した結果、試案1及び試案2となったものです。

Q クレジット機能付き保険証の加入率70%で当組合の負担する経費が0と言うことですが、現在の加入率は何%ですか。70%に達していなかったら負担金ほどの位か。また導入して2年経過した総括の資料があったらお願いしたい。(鳥取県支部 木村清議員)

A 加入率は手元に資料がありませんの

で、正確な数値は解りませんが、1種組



木村議員

合員が約10%、全体で約8%です。70%の加入率で当組合の負担はほとんど無くなります。現在でも保険証の製作費とクレジット機能付き保険証の送料等、経費の節減になっております。

総括については、保険証更新時の1人当たり当初費用を単県国保の平均と比較すると当組合236円に対して単県国保平均431円、事務に係る軽減効果、プラスチック製で丈夫、1人1枚で利便性が高まった、クレジットカードの年会費が無料、災害時の安否確認等のライフメールサービスが付いた、UFJニコスは合併し三菱UFJニコスとなり国内最大級のクレジットカード会社となった等の導入の効果があったとの検証結果から、今年の8月1日の保険証の更新後も引き続き継続することとしました。

## ■ 協議事項

### 1. 規約の一部改正(案)について

(1) 後期高齢者医療制度の被保険者となる組合員の対応について

今井専務理事より平成20年度から創設させる後期高齢者医療制度について次のように趣旨説明があった。

75歳以上の後期高齢者は、平成20年4月から後期高齢者医療制度に移行するが、後期高齢者医療制度の被保険者については、国保組合の健全

な運営に寄与するものであり、下記の要領で引き続き全国歯の組合員として資格を維持できることとした。そのために必要な規約改正案を策定し、今組合会に議案として提出して議決を得た上で組合員に周知を図り円滑な実施を目指していたが、6月19日開催の事務局長研修会で内容の一部変更があり、更に変更もあり得ることとなった。しかし、基本的なところに変更はないと考えられるので、本日提出した規約改正案の内容で、一部変更があるかも知れないが基本的にこうなると言うことを組合員に周知を願いたい。

また、組合員として全国歯に残らない場合は、家族及び従業員が他の保険に加入の手続きをしなければならないので、20年3月22日開催の組合会で議決を得てからの手続きでは遅くなるのが懸念される。そのために本日協議して頂く規約改正案の内容と基本的に変更がない場合は11月か12月に文書による議決をお願いしたい旨の説明があり了承された。

《後期高齢者医療制度の被保険者となる組合員》

1. 後期高齢者医療制度の被保険者となる組合員について
  - (1) 引き続き全国歯の組合員の資格を維持できる。ただし、1種組合員である者とする。
  - (2) 組合員の種別は「後期高齢者組合員」とする。
2. 後期高齢者組合員の世帯に属する者について
  - (1) 後期高齢者組合員の世帯に属する者（家族・従業員）の被保険者資格に変動はない。

3. 届け出

- (1) 後期高齢者組合員となる場合は、1カ月前までに届け出なければならない。
- (2) 後期高齢者組合員にならない場合は、1カ月前までに資格喪失届を提出しなければならない。

4. 保険料

- (1) 後期高齢者組合員  
月額 6,000円
- (2) 後期高齢者組合員の世帯に属する者  
変更なし。

5. 保険給付

- (1) 後期高齢者組合員は被保険者ではないため保険給付はできない。
- (2) 後期高齢者組合員の世帯に属する者（家族・従業員）は医療給付、その他組合の事業の資格がある。

6. 保健事業

- 保険給付に代わって、後期高齢者の保健事業として下記の事項を行なう。
- (1) 傷病見舞金 傷病手当金と同じ
  - (2) 死亡見舞金 葬祭費と同じ

(2) 特定保険料の創設に伴う保険料の種別について

新たな高齢者医療制度を創設し、世帯間・保険者間の負担の明確化・公平化を図る中で保険者単位では、後期高齢者医療制度や前期高齢者を多く抱える保険者に対する支援を行なうことの明確化を図り、被保険者単位では、高齢者にどの程度支援を行なっているかについて理解を深めるために基本保険料と区分して特定保険料が創設された。

また、保険者は特定保険料について被保険者の理解を得るために、一般保険料の賦課に当たって、基本保険料額及び特定保険料額の内訳を示

して徴収することとなった。

これに対応するために、規約の一部改正案を策定し、今組合会に議案として提案し議決を得た上で被保険者に周知を図り、円滑な実施を目指していたが、6月19日の事務局長研修会で、「国保組規則例の改正案について」の説明があったが、内容に一部変更があり、更にこれは、今後、修文があり得ることを前提に参考までにお示ししますと言うものであった。そして7月上旬までには成

案を出すと言うことであった。

しかし、基本的なところに変更はないと考えられるので、本日提出した規約改正案で協議を願いたい。

20年3月22日開催の組合会で議決を得てからでは、保険料賦課の手続きが間に合わないもので、本日協議して頂く規約改正案の内容と基本的に変更がない場合は11月か12月に臨時組合会の開催も考えられるとの説明があり承認された。

## 全国歯科医師国民健康保険組合 規約一部改正（案）新旧条文対照表

（平成19年7月18日現在）

医療制度改革関連法に伴う平成20年4月施行分について、国保組合の規約を改正する必要があります。

現在、政省令について、準備を進めているところですが、現時点での規約改正案を作成しました。今後、修文があり得ることを前提に、参考までにお示しします。

（下線部が改正部分）

現 行	改 正（案）
<p style="text-align: center;">第2章 組合員及び被保険者 （組合員の範囲及び種類）</p> <p>第7条 組合員は、第4条に定める地区内に住所を有する者で、次のとおりとする。</p> <p>一 1種組合員は、府県歯科医師会の会員とする。</p> <p>二 2種組合員は、1種組合員である歯科医師が開設、管理する診療所に雇用される歯科医師とする。</p> <p>三 3種組合員は、1種組合員である歯科医師が開設、管理する診療所に雇用される者及び組合に勤務する者とする。</p> <p>（被保険者の範囲）</p> <p>第8条 組合は1種組合員、2種組合員及び3種組合員（以下「組合員」という。）並びに組合員の世帯に属する者（以下「世帯員」という。）をもって被保険者とする。</p> <p>ただし、法第6条各号のいずれかに該当するもの及び他の国民健康保険組合の被保険者はこの限りでない。</p>	<p style="text-align: center;">第2章 組合員及び被保険者 （組合員の範囲及び種類）</p> <p>第7条 組合員は、第4条に定める地区内に住所を有する者で、次のとおりとする。</p> <p>一 1種組合員は、府県歯科医師会の会員とする。</p> <p>二 2種組合員は、1種組合員及び後期高齢者組合員である歯科医師が開設、管理する診療所に雇用される歯科医師とする。</p> <p>三 3種組合員は、1種組合員及び後期高齢者組合員である歯科医師が開設、管理する診療所に雇用される者及び組合に勤務する者とする。</p> <p>四 <u>後期高齢者組合員は、高齢者の医療の確保に関する法律に規定する被保険者であり、現に1種組合員である者とする。</u></p> <p>（被保険者の範囲）</p> <p>第8条 組合は1種組合員、2種組合員、3種組合員（以下「組合員」という。）及び組合員の世帯に属する者（以下「世帯員」という。）並びに<u>後期高齢者組合員の世帯に属する者（以下「後期高齢者世帯員」という。）</u>をもって被保険者とする。</p>

現 行	改 正 (案)
<p>(加入の申込)                      第9条 組合に加入しようとする者は、氏名、住所、性別、生年月日、職業、使用される事業所名及び法第6条各号に関する事項(健康保険法(大正11年法律第70号)第3条第1項第7号又は同条第2項ただし書の規定による承認に関する事項を含む。以下同じ。)並びに世帯に属する者の氏名、性別、生年月日、組合員との続柄、職業、使用される事業所名及び法第6条各号に関する事項を記載した書面をもって、その旨を組合に申し込まなければならない。                      2. 前項の加入の申込みをした者は、支部長が加入の申込みを受理した日に組合員になる。                      3. 前項の受理は、第1項の申込みをした日から30日以内にななければならない。</p> <p>(変更の届出)                      第9条の2 第9条第1項に掲げる事項に変更があったときは、組合員は、変更後の事項を記載した書面をもって、その旨を組合に届け出なければならない。</p> <p>(脱退)                      第10条 組合員は、組合を脱退するには、1か月以上の予告期間を設けあらかじめ書面をもって支部長に通知しなければならない。</p> <p>(除名)                      第11条 次の各号の一に該当する組合員は、理事会の議決によって除名することができる。                      一 正当な理由がないのに保険料の納付期日後6か月を経過したにもかかわらず、保険料を納付しないとき。                      二 法の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、又は加入の申込みに当たって虚偽の事項を記載した申込書を提出したとき。</p> <p style="text-align: center;">第3章 保険給付</p> <p>(一部負担金)                      第12条 保険医療機関又は保険薬局において療養の給付を受ける被保険者(老人保健法の規定による医療を受けることができる者を除く。)が、その給付を受ける際に支払う一部負担金等の割合は次に掲げるものとする。                      一 組合員 10分の3                      二 世帯員 10分の3                      三 3歳に達する日の属する月以前である場合 10分の2                      四 70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合(次号に掲げる場合を除く。) 10分の1                      五 70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合にあって、当該療養の給付を受ける者の属する世帯に属する被保険者(70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者その他国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)第27条の2第1項に規定する者に限る。)について同条第2項に規定するところにより算定する額以上であるとき 10分の3</p> <p>第12条の2～第15条 (略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 保健事業</p> <p>(保健事業)                      第16条 組合は、被保険者の健康の保持増進のため次に掲げる事業を行うことができる。                      一 健康診断                      二 疾病予防                      三 健康づくり運動                      四 健康家庭の表彰                      五 その他被保険者の健康の保持増進のために必要な事業</p> <p>第17条(略)</p>	<p>(加入の申込)                      第9条 組合に加入しようとする者は、氏名、住所、性別、生年月日、職業、使用される事業所名及び法第6条各号に関する事項(健康保険法(大正11年法律第70号)第3条第1項第7号又は同条第2項ただし書の規定による承認に関する事項を含む。以下同じ。)並びに世帯に属する者の氏名、性別、生年月日、組合員との続柄、職業、使用される事業所名及び法第6条各号に関する事項を記載した書面をもって、その旨を組合に申し込まなければならない。                      2. 前項の加入の申込みをした者は、支部長が加入の申込みを受理した日に組合員になる。                      3. 前項の受理は、第1項の申込みをした日から30日以内にななければならない。</p> <p>(後期高齢者組合員の加入の申込等)                      第9条の2 高齢者の医療の確保に関する法律に規定する被保険者となった1種組合員が引続き、後期高齢者組合員となる場合は後期高齢者組合員となる1か月前までに、所定の書面をもってその旨を組合に届け出なければならない。この場合組合員及び世帯員並びに後期高齢者世帯員に属する被保険者の資格に変動を生じることはない。                      なお、後期高齢者組合員とならない場合についてはその旨を1か月前までに所定の書面に被保険者資格喪失届を添えて組合に届け出なければならない。                      2. 後期高齢者組合員への加入は75歳(平成20年4月1日現在すでに75歳を超えている者にあつては平成20年4月1日)を超えて加入することはできない。                      3. 後期高齢者組合員は、脱退した後に再加入することはできない。</p> <p>(変更の届出)                      第9条の3 第9条第1項及び第9条の2第1項に掲げる事項に変更があったときは、組合員又は後期高齢者組合員は、変更後の事項を記載した書面をもって、その旨を組合に届け出なければならない。</p> <p>(脱退)                      第10条 組合員又は後期高齢者組合員は、組合を脱退するには、1か月以上の予告期間を設けあらかじめ書面をもって支部長に通知しなければならない。</p> <p>(除名)                      第11条 次の各号の一に該当する組合員又は後期高齢者組合員は、理事会の議決によって除名することができる。                      一 正当な理由がないのに保険料の納付期日後6か月を経過したにもかかわらず、保険料を納付しないとき。                      二 法の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、又は加入の申込みに当たって虚偽の事項を記載した申込書を提出したとき。</p> <p style="text-align: center;">第3章 保険給付</p> <p>(一部負担金)                      第12条 保険医療機関又は保険薬局において療養の給付を受ける被保険者が、その給付を受ける際に支払う一部負担金の割合は次に掲げるものとする。                      一 組合員 10分の3                      二 世帯員及び後期高齢者世帯員 10分の3                      三 6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である場合 10分の2                      四 70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合(次号に掲げる場合を除く。) 10分の2                      五 70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合にあって、当該療養の給付を受ける者の属する世帯に属する被保険者(70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者その他国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)第27条の2第1項に規定する者に限る。)について同条第2項に規定するところにより算定する額以上であるとき 10分の3</p> <p>第12条の2～第15条 (略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 保健事業</p> <p>(保健事業)                      第16条 組合は、被保険者の健康の保持増進のため次に掲げる事業を行うことができる。                      一 40歳以上の被保険者に対する特定健康診査                      二 40歳以上の被保険者に対する特定保健指導                      三 健康診断                      四 疾病予防                      五 健康づくり運動                      六 健康家庭の表彰                      七 その他被保険者の健康の保持増進のために必要な事業</p> <p>第17条(略)</p>

現 行	改 正 (案)																										
第5章 保険料	第5章 保険料																										
<p>(保険料の賦課額)</p> <p>第18条 組合員は、国民健康保険事業に要する費用(老人保健拠出金及び介護給付費納付金の納付に要する費用を含む。)に充てるため、医療給付費保険料及び介護納付金保険料の合算額を保険料として毎月組合に納付しなければならない。</p> <p>2. 医療給付費保険料は、次の区分による額の合算額とする。</p> <p>一 所得割</p> <p>1種組合員は、前年1月から12月までの1年間の社会保険及び国民健康保険並びに老人保健に係る診療報酬の合算額に1000分の6.5を乗じた額。ただし、その額が月額32,500円(年額390,000円)を超えるときは、月額32,500円(年額390,000円)を上限とし、下限月額は4月のみ1,900円、5月から3月は1,600円(年額19,500円)とする。</p> <p>二 均等割 (1人当たり)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>1種組合員</td><td style="text-align: right;">月額 7,000円</td></tr> <tr><td>1種組合員の世帯員</td><td style="text-align: right;">月額 5,000円</td></tr> <tr><td>2種組合員</td><td style="text-align: right;">月額 15,500円</td></tr> <tr><td>2種組合員の世帯員</td><td style="text-align: right;">月額 5,000円</td></tr> <tr><td>3種組合員</td><td style="text-align: right;">月額 8,000円</td></tr> <tr><td>3種組合員の世帯員</td><td style="text-align: right;">月額 5,000円</td></tr> </table> <p>3. 介護納付金保険料は、組合員及び当該組合員の世帯に属する被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者1人当たり月額2,800円とする。</p> <p>4. 保険料の賦課について前項に定めるもののほか必要な事項は別に定める。</p> <p>第19条～第20条 (略)</p> <p>(保険料の一括納付義務者)</p> <p>第21条 保険料の納付は、1種組合員が一括納付義務者として、組合員及び世帯員の保険料をまとめて納付するものとする。</p> <p>第22条 (略)</p> <p>(保険料額通知書)</p> <p>第23条 保険料の額が決定又は変更したときは、理事長は速やかに、これを組合員に通知しなければならない。</p> <p>第24条～第27条 (略)</p>	1種組合員	月額 7,000円	1種組合員の世帯員	月額 5,000円	2種組合員	月額 15,500円	2種組合員の世帯員	月額 5,000円	3種組合員	月額 8,000円	3種組合員の世帯員	月額 5,000円	<p>(保険料の種類)</p> <p>第18条 保険料の種類は次のとおりとする。</p> <p>一 医療給付費等保険料 医療給付費、前期高齢者納付金及び保健事業費等に充てるための保険料。</p> <p>二 後期高齢者支援金等保険料 後期高齢者支援金、病床転換支援金等に充てるための保険料。</p> <p>三 介護納付金保険料 介護保険法の規定に基づく介護給付費納付金の納付に要する費用に充てるための保険料。</p> <p>四 後期高齢者組合員保険料 後期高齢者組合員の保健事業に充てるための保険料。</p> <p>(保険料の賦課額)</p> <p>第18条の2 組合員は、前条第一号、第二号、第三号に規定する保険料を、後期高齢者組合員は前条第四号に規定する保険料を毎月組合に納付しなければならない。</p> <p>2. 保険料は、次の区分により算定された額の合算額とする。</p> <p>一 所得割</p> <p>1種組合員は、前年1月から12月までの1年間の社会保険及び国民健康保険並びに高齢者の医療の確保に関する法律に係る診療報酬の合算額に1000分の6.5を乗じた額。ただし、その額が月額32,500円(年額390,000円)を超えるときは、月額32,500円(年額390,000円)を上限とし、下限月額は4月のみ1,900円、5月から3月は1,600円(年額19,500円)とする。</p> <p>二 均等割 (1人当たり)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>1種組合員</td><td style="text-align: right;">月額 7,000円</td></tr> <tr><td>1種組合員の世帯員</td><td style="text-align: right;">月額 5,000円</td></tr> <tr><td>2種組合員</td><td style="text-align: right;">月額 15,500円</td></tr> <tr><td>2種組合員の世帯員</td><td style="text-align: right;">月額 5,000円</td></tr> <tr><td>3種組合員</td><td style="text-align: right;">月額 8,000円</td></tr> <tr><td>3種組合員の世帯員</td><td style="text-align: right;">月額 5,000円</td></tr> <tr><td>後期高齢者組合員の世帯員</td><td style="text-align: right;">月額 5,000円</td></tr> </table> <p>3. 後期高齢者組合員の保険料は1人当たり月額6,000円とする。</p> <p>4. 介護納付金保険料は、第8条に規定する被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者について1人当たり月額2,800円とする。</p> <p>5. 保険料の賦課について第1項から第4項までに定めるもののほか必要な事項は別に定める。</p> <p>第19条～第20条 (略)</p> <p>(保険料の一括納付義務者)</p> <p>第21条 保険料の納付は、1種組合員及び後期高齢者組合員が一括納付義務者として、組合員及び世帯員並びに後期高齢者世帯員の保険料をまとめて納付するものとする。</p> <p>第22条 (略)</p> <p>(保険料額通知書)</p> <p>第23条 保険料の額が決定又は変更したときは、理事長は速やかに、これを組合員及び後期高齢者組合員に通知しなければならない。</p> <p>第24条～第27条 (略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1. この規約は、平成20年4月1日から施行する。</p>	1種組合員	月額 7,000円	1種組合員の世帯員	月額 5,000円	2種組合員	月額 15,500円	2種組合員の世帯員	月額 5,000円	3種組合員	月額 8,000円	3種組合員の世帯員	月額 5,000円	後期高齢者組合員の世帯員	月額 5,000円
1種組合員	月額 7,000円																										
1種組合員の世帯員	月額 5,000円																										
2種組合員	月額 15,500円																										
2種組合員の世帯員	月額 5,000円																										
3種組合員	月額 8,000円																										
3種組合員の世帯員	月額 5,000円																										
1種組合員	月額 7,000円																										
1種組合員の世帯員	月額 5,000円																										
2種組合員	月額 15,500円																										
2種組合員の世帯員	月額 5,000円																										
3種組合員	月額 8,000円																										
3種組合員の世帯員	月額 5,000円																										
後期高齢者組合員の世帯員	月額 5,000円																										

[質疑応答の要旨]

Q 追加資料では後期高齢者組合員の届け出について、残る場合はその旨を届けなければならないとあり、残らない場合は資格喪失届をしなければならないとあるが、事前配布資料では辞める場合は届け出なければならないとあるが、その下に届け出なくともよいと取れる書き方になっているがどれが正しいのか。(岡山県支部 南哲之介議員)

A 6月の事務局長研修会で、後期高齢者組合員は残ることを原則とし、残らない場合のみ届けることにする意見が出された。そのことを前の資料に記載したが、当組合では重大な事項であるので何方の場合も届け出ることに取りまとめ、追加資料として再提出したものです。

## ■ 報告事項

### 1. 30周年記念誌編集委員会報告

委員長 横山靖夫  
副委員長 出口康雄  
委員 今井 博  
鈴木哲男  
一戸惇一郎  
山崎安仁  
秦野真治  
井上 悟

#### (1) 委員会の開催状況

第1回委員会 平成19年4月18日

第2回委員会 平成19年6月13日

#### (2) 検討経過

##### ・第1回委員会

委員長及び副委員長の選任の後、協議に入り、記念誌のサイズをA4横書きとすることを決め、記念誌の内容は10周年、20周年の記念誌が発刊されているので、20年までは概要を記載し21年目から詳細を記載する。

記念誌の構成は30周年記念式典、沿革史、支部の紹介、年表、資料編、その他にする。

また、発刊日は5月とすること等を決めた。

##### ・第2回委員会

横山委員長の策定した30周年記念誌の基本構想案に基づいて作られた30周年記念誌「企画書」にもとづいて協議を行い記念誌の巻頭言、祝辞の寄稿者等を決めた後に、記念誌の構成について協議を行い、記念誌の構成を次のように決めた。

#### 第1章 30周年記念式典

①式典、②表彰、③祝宴

#### 第2章 全国歯30年のあゆみ

①本部編、②支部編、

#### 第3章 年表

①全国歯の動き、②医療保険関係、③社会情勢

#### 第4章 資料編

①表とグラフの併載とする。

記念誌の文字サイズは11ポイントとし、名称は「三十年史」とする。表紙の色は「濃い目の緑」とした。印刷会社の選定は3社から見積もりをとり各社のプレゼンテーションの結果判断する。記念誌の予算は次回委員会までに予算案を出すこととする。

### 2. 平成19年度特別支部運営費交付金について

出口常務理事から平成19年度の各支部へ交付される特別支部運営費交付金の額について、次のとおり報告された。



出口常務理事

平成19年度支部別特別支部運営費交付金

(単位：円)

支部名	定額交付金	実績交付額	特別均等配分額	交付総額
栃 木	1,000,000	5,250,000		6,250,000
山 梨	1,000,000	2,640,000		3,640,000
青 森	1,000,000	1,810,000		2,810,000
岐 阜	1,000,000	7,570,000		8,570,000
富 山	1,000,000	1,560,000		2,560,000
滋 賀	1,000,000	2,970,000		3,970,000
京 都	1,000,000	1,910,000		2,910,000
岡 山	1,000,000	5,010,000		6,010,000
山 口	1,000,000	3,900,000		4,900,000
島 根	1,000,000	630,000		1,630,000
鳥 取	1,000,000	1,430,000		2,430,000
香 川	1,000,000	310,000		1,310,000
徳 島	1,000,000	1,460,000		2,460,000
高 知	1,000,000	1,640,000		2,640,000
新 潟	1,000,000	8,850,000		9,850,000
岩 手	1,000,000	2,320,000		3,320,000
石 川	1,000,000	2,380,000		3,380,000
長 野	1,000,000	4,820,000		5,820,000
福 井	1,000,000	930,000		1,930,000
沖 縄	1,000,000	2,500,000		3,500,000
合 計	20,000,000	59,890,000		79,890,000

3. 保険料の賦課方法の見直しについて

保険料の賦課方法の見直し（案）について、第59回通常組合会に協議事項として提出し今組合会に議案として提案し、値上げを含めた保険料賦課方法の見直しをする予定であったが、平成18年度決算で多額の繰越金が出たこと及び医療制度改革に伴う新たな財政負担の額が現時点で明確にならないなどから平成20年度の保険料の賦課方法の見直しは見送るとの報告があった。

〔平成20年度の保険料の見直しを見送る理由〕

(1) 過去10年間の繰越金の額が約10億円で推移しているが、平成18年度決算で約23億円になった。

(2) 平成14年度から18年度までの保険料収入の伸び率15.63%に対して療養諸費の伸び率は8.25%である。

(3) 平成14年度から18年度までの単年度収支で見ると、単年度収入の伸び率が18.21%に対して単年度支出の伸び率は5.81%である。

(4) 平成20年度の診療報酬改定の動向

(5) 平成19年8月からの給付割合の変更（8割→7割）の影響

(6) 後期高齢者支援金、病床転換支援金、前期高齢者納付金等の国庫補助率が明確に示されていない。

(7) 特定健診・保健指導の費用の算定が現時点で困難である。

(8) 医療制度改革に伴うシステム開発費の費用額の算定が現時点では困難である。

#### 4. 新たな高齢者医療制度の財政的影響について

新たな高齢者医療制度に伴う財政負担で額を試算していたが、当初、後期高齢者支援金、前期高齢者医療調整金（①制度間医療給付費の財政調整、②後期高齢者支援金の財政調整）であったが、後期高齢者支援金、病床転換支援金、前期高齢者納付金と変更になった。しかし、国庫補助及び現行の老健拠出金を差し引いた新たに必要な財源の概算は約10億円で大きな変更はない。また、保険料に占める支援金・納付金の比率は現行の保険給付費：老健拠出金＝59.34%：32.63%から保険給付費：支援金・納付金＝51.58%：41.43%になる見込みである。

#### [質疑応答の要旨]

Q 保険料の見直しの件で、要望を参考にするということと検討委員会の試算の賦課方法を崩したくないと言う意味について。(京都府支部 陳正和議員)

A 国保基本問題検討臨時委員会で、1年余りに渡ってあらゆる角度から検討し取りまとめた試案ですので、その基本と言うか精神は崩したくないと言うことです。

Q 支援金・納付金の比率は当組合の比率なのか、全保険者がこの比率なのでしょう。か。(新潟県支部 五十嵐治議員)

A これは当組合の比率です。これは組合により違いがあります。後期高齢者支援金は各保険者が0歳から74歳の加入者数に応じて負担します。又、前期高齢者納付金は、各保険者における前期高齢者の



五十嵐議員

加入率が全国平均の12%より高い場合は調整金を受給し、低い場合は調整金を拠出する仕組みになっています。全国歯の加入率は4.15%（19年3月末）ですが、高齢者の加入率が低い保険者程、支援金・納付金が多くなりますので、各保険者によりこの比率は異なります。

Q 支援金・納付金に対して国庫補助金はあるのでしょうか。(徳島県支部 井川雅典議員)



井川議員

A 国庫補助はあります。高齢者医療制度に伴う新たな負担増の10億円というのは、国庫補助金と老健拠出金を差し引いた試算です。補助率については3分の1とされていますがはっきりした補助率とか特定被保険者の扱い等、明確になっていない部分が未だあります。又、支援金等の計算式も正式には未だ示されておりません。

Q 開設者の息子が1種組合員で、後期高齢者となる父親がその世帯員となって

いる場合の扱いと保険料はどうなりますか。(栃木県支部 川嶋仁一議員)



川嶋議員

A 現在、息子さんが1種組合員の場合は、保険料については、父親の医療給付分等保険料は広域連合に納付することになります。息子さん本人、家族・従業員の保険料には変動がありません。父親は1種組合員である場合は、組合員として残るか、残らないかを選択して頂くこととなりますが、1種組合員でない場合は組合員として残ることはできません。

Q 父親が1種組合員であって、当組合に組合員として残った場合の保険料はどうなりますか。(栃木県支部 川嶋仁一議員)

A 被保険者としての保険料は広域連合に支払い、当組合には後期高齢者保険料として月額6,000円支払うこととなります。

Q 先程のケースで、父親の場合、組合員として残れないと思いますが残れるのですか。(新潟県支部 五十嵐治議員)

A 家族の場合、1種組合員のまま家族になっている場合と、1種組合員でない場合とがあります。1種組合員であった場合は組合員として残れます。

Q 1診療所で1種組合員が2人いることはありますか。(栃木県支部 阿部哲夫議員)

A あります。



阿部議員

Q 前回の組合会で全歯連の加入について話がありましたが、その後の経過についてお尋ねいたします。(富山県支部 山崎安仁議員)



山崎議員

A ご指摘の件につきましては、まだ全歯連は我々の再加入については総会の議を経てと言うことであり、未だ何ら連絡がございません。いま心待ちにしているところでございます。(一志副理事長)



一志副理事長

閉会の辞（要旨） 又吉副理事長



又吉副理事長

皆様、大変ご苦勞様でした。特に新潟県、長野県の先生方は交通も乗り継いでいらしたということで、又、この場におられても組合員の情報が気になっておられると思います。一刻も早い復興をお祈りいたします。

本日は、決算組合会ということで、決算にかなりの時間をさいたと同時に、高齢者医療制度についても、色々の疑問点も僅かながら解消されたと思っております。保険料収入では所得割が減っております。保険料の賦課の問題では低所得の方々のご心配をなさっておりますが、組合規約第27条に減免措置の規定がございます。大切な皆様からお預かりした保険料でございますので、有効に使って参りたいと思っております。皆様からのご意見を参考にしてその付託に答えて行きたいと思っております。医療制度改革では未だ細部まで固まっていない部分もあり対応に苦慮しております。来年度から実施されるとはいえ、未だ落ち着いた状態ではないようでございます。本日は大変ご苦勞様でした。



歯科医師のみなさま!! 加入のご検討をお勧めします。

国民年金基金とは



国民年金基金制度は、自営業者など国民年金の第1号被保険者がより豊かな老後を過ごすことができるよう、国民年金（老齢基礎年金）に上乗せして年金を受け取るための公的な年金制度であり、税制上の優遇や国庫による助成などの特別な措置があります。

税制上のメリット

掛金は全額“社会保険料控除”となります。〔掛金の上限は月額68,000円です。但し、個人型確定拠出年金にも加入されている場合には、その掛金と合わせて月額68,000円が上限となります〕また、受け取る年金にも公的年金等控除が適用され、所得税・住民税の軽減につながります。

特長

- ①加入は口数制で、年金額や給付の型は加入者が自分で選択できます。
- ②掛金月額、選択した給付の型、加入口数、加入時の年齢、男女の別によって決まります。

歯科医師国民年金基金は、日本歯科医師会を母体として設立され、平成3年5月に職能型国民年金基金第1号として認可されました。

お問い合わせ・資料請求は

☎ **0120-155-950**

国民年金基金に加入できるのは、国民年金への加入者で、60歳未満の歯科医師の方に限ります。

**歯科医師国民年金基金**

〒102-0074 東京都千代田区九段南2-4-4  
ハリファックス九段ビル8階

http://www.npfunddent.or.jp/  
e-mail : office@npfunddent.or.jp

■ 資料編

被保険者数(平均)の年度別推移及び対前年度伸び率【種別】 (単位:人)

	種別	A.平成15年度	B.平成16年度	C.平成17年度	D.平成18年度	D/C(%)
組合員	1種	12,846	12,927	12,955	12,998	0.33
	2種	751	779	815	829	1.72
	3種	23,816	24,090	24,262	24,578	1.30
	計	37,413	37,796	38,032	38,405	0.98
家族	1種	29,445	29,250	29,021	28,686	▲1.15
	2種	510	532	541	542	0.18
	3種	3,933	3,942	3,921	3,966	1.15
	計	33,888	33,724	33,483	33,194	▲0.86
合計	1種	42,291	42,177	41,976	41,684	▲0.70
	2種	1,261	1,311	1,356	1,371	1.11
	3種	27,749	28,032	28,183	28,544	1.28
	計	71,301	71,520	71,515	71,599	0.12

被保険者数(平均)の年度別推移及び対前年度伸び率【支部別】 (単位:人)

支部名	A.平成15年度	B.平成16年度	C.平成17年度	D.平成18年度	D/C(%)
栃木	5,111	5,118	5,124	5,063	▲1.19
山梨	2,394	2,386	2,381	2,373	▲0.34
青森	2,433	2,534	2,598	2,605	0.27
岐阜	5,471	5,458	5,457	5,478	0.38
富山	2,545	2,595	2,653	2,628	▲0.94
滋賀	2,608	2,690	2,735	2,757	0.80
京都	6,611	6,576	6,536	6,582	0.70
岡山	5,694	5,677	5,707	5,700	▲0.12
山口	4,377	4,282	4,252	4,243	▲0.21
島根	2,021	2,035	2,018	1,999	▲0.94
鳥取	1,683	1,688	1,698	1,710	0.71
香川	2,783	2,805	2,803	2,808	0.18
徳島	2,784	2,766	2,715	2,741	0.96
高知	2,193	2,179	2,195	2,191	▲0.18
新潟	6,894	6,873	6,842	6,877	0.51
岩手	3,577	3,639	3,662	3,679	0.46
石川	2,996	2,995	2,945	3,004	2.00
長野	5,751	5,777	5,759	5,693	▲1.15
福井	1,576	1,589	1,594	1,587	▲0.44
沖縄	1,794	1,831	1,838	1,856	0.98
国保組合職員	25	25	24	27	12.50
合計	71,301	71,520	71,515	71,599	0.12

**療養給付費の年度別推移及び対前年度伸び率【月別】**

(単位:円)

診療月	A.平成15年度	B.平成16年度	C.平成17年度	D.平成18年度	D/C(%)
4月	452,111,350	472,506,531	526,099,463	453,891,779	▲13.73
5月	458,385,114	446,705,437	495,691,392	475,144,225	▲4.15
6月	461,610,492	492,921,451	527,027,926	467,510,731	▲11.29
7月	464,649,274	494,873,049	528,282,866	458,266,873	▲13.25
8月	459,584,449	458,404,471	441,880,793	481,272,737	8.91
9月	431,385,279	468,714,317	435,769,806	453,197,690	4.00
10月	490,514,479	459,770,851	457,015,268	457,996,540	0.21
11月	439,706,254	465,967,051	461,730,386	475,021,612	2.88
12月	478,244,401	504,232,626	485,685,848	483,366,068	▲0.48
1月	464,896,457	459,997,457	476,312,896	438,722,792	▲7.89
2月	477,734,052	492,000,950	460,227,374	464,605,005	0.95
3月	510,878,933	584,074,215	527,483,487	549,250,157	4.13
合計	5,589,700,534	5,800,168,406	5,823,207,505	5,658,246,209	▲2.83
平均	465,808,378	483,347,367	485,267,292	471,520,517	▲2.83

**療養給付費の年度別推移及び対前年度伸び率【支部別】**

(単位:円)

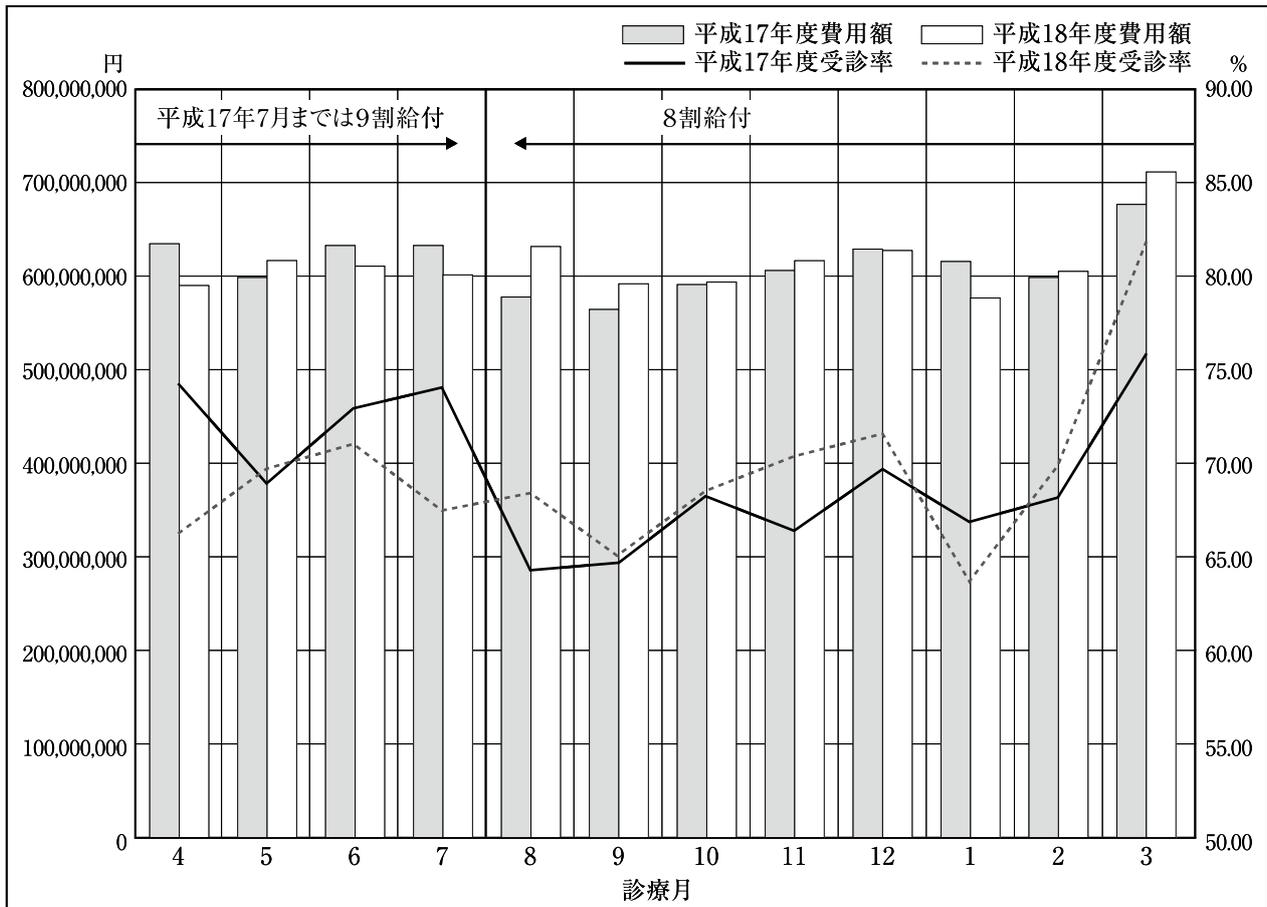
支部名	A.平成15年度	B.平成16年度	C.平成17年度	D.平成18年度	D/C(%)
栃木外	441,070,483	433,757,252	422,298,599	467,113,019	10.61
栃木内	349,647,761	358,627,556	319,925,404	342,036,465	6.91
山梨	158,124,075	136,067,289	163,796,919	141,651,834	▲13.52
青森	162,540,286	177,522,279	207,497,806	203,589,973	▲1.88
岐阜	349,671,944	398,123,900	388,192,497	367,744,400	▲5.27
富山	178,975,438	190,241,951	200,213,457	198,784,302	▲0.71
滋賀	156,598,748	173,325,908	184,656,114	173,455,085	▲6.07
京都	498,754,288	498,482,487	544,723,730	516,578,703	▲5.17
岡山	456,674,757	441,431,658	440,321,373	408,324,318	▲7.27
山口	314,400,622	310,685,902	303,026,692	285,375,708	▲5.82
鳥根	139,549,660	143,253,844	145,116,395	147,214,278	1.45
鳥取	122,784,370	141,789,007	131,916,099	130,243,494	▲1.27
香川	249,891,597	263,060,508	249,435,283	246,726,514	▲1.09
徳島	231,850,672	216,588,389	209,279,030	174,433,064	▲16.65
高知	147,480,458	163,210,859	167,912,215	159,300,850	▲5.13
新潟	501,242,122	525,317,812	503,747,031	500,869,393	▲0.57
岩手	279,544,147	311,278,690	322,539,399	305,634,729	▲5.24
石川	249,112,106	243,819,270	240,447,134	242,281,913	0.76
長野	378,803,202	411,861,389	405,618,433	402,892,982	▲0.67
福井	112,590,060	134,416,938	127,581,770	113,167,322	▲11.30
沖縄	110,393,738	127,305,518	144,962,125	130,827,863	▲9.75
合計	5,589,700,534	5,800,168,406	5,823,207,505	5,658,246,209	▲2.83

平成17年度・平成18年度 月別 受診率・費用額の状況

(老人除外)

診療月	受診率			費用額		
	平成17年度A	平成18年度B	伸率B/A	平成17年度A	平成18年度B	伸率B/A
4月	74.14	66.09	▲10.86	631,099,120	585,776,600	▲7.18
5月	68.44	69.63	1.74	594,121,300	615,000,520	3.51
6月	73.05	71.01	▲2.80	631,122,390	604,663,800	▲4.19
7月	73.75	67.40	▲8.60	630,487,470	592,568,190	▲6.01
8月	64.03	68.01	6.22	569,740,280	622,539,540	9.27
9月	64.39	65.06	1.04	560,291,690	586,098,490	4.61
10月	68.15	68.41	0.38	588,464,840	592,358,650	0.66
11月	66.46	70.15	5.55	600,472,720	612,854,570	2.06
12月	69.79	71.21	2.03	628,141,520	624,989,150	▲0.50
1月	66.78	63.41	▲5.05	612,292,910	570,766,300	▲6.78
2月	67.91	70.31	3.53	593,818,160	600,594,330	1.14
3月	76.12	81.73	7.37	680,547,080	712,230,200	4.66
合計	833.01	832.41	▲0.07	7,320,599,480	7,320,440,340	▲0.00
年間平均ベース	69.42	69.37	▲0.07	610,049,957	610,036,695	▲0.00

9割給付

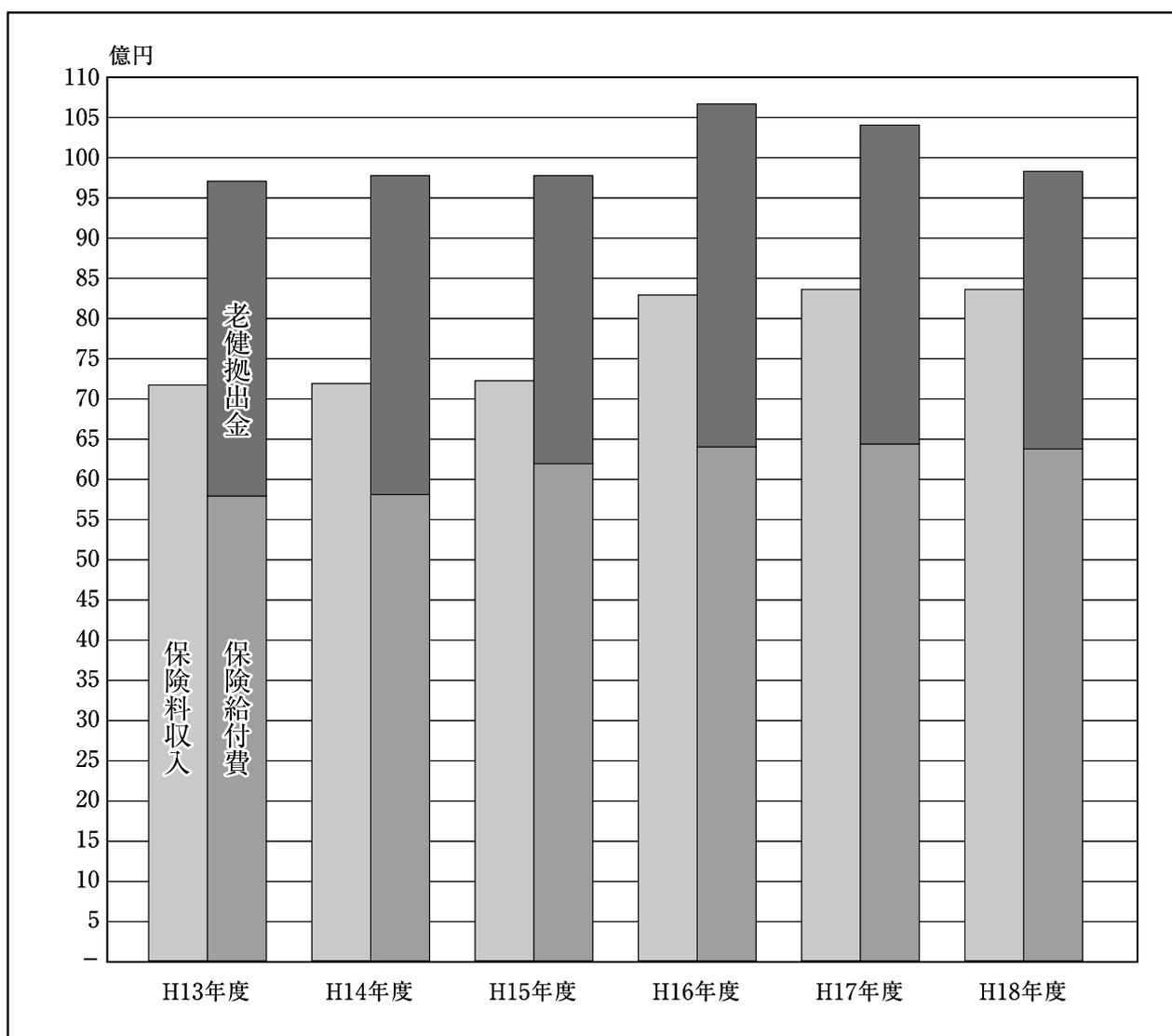


保険料と給付費(保険給付費+老健拠出金)の比較

(単位:円)

	保 險 料	給 付 費		
		保険給付費	老人保健拠出金	合 計
13年度	7,142,231,096	5,786,210,792	3,899,227,048	9,685,437,840
14年度	7,169,024,626	5,797,897,650	3,983,521,447	9,781,419,097
15年度	7,200,753,177	6,150,049,515	3,580,879,938	9,730,929,453
16年度	8,301,197,474	6,357,395,129	4,293,143,179	10,650,538,308
17年度	8,296,330,045	6,404,604,976	4,004,083,168	10,408,688,144
18年度	8,289,794,394	6,346,174,074	3,490,304,437	9,836,478,511

(注) 保険給付費は、療養諸費、高額療養費、移送費、出産育児諸費、葬祭費、傷病手当金の合計額である。



## 保険料収納額の年度別推移及び対前年度伸び率【支部別】

(単位:円)

支部名	A.平成15年度	B.平成16年度	C.平成17年度	D.平成18年度	D/C(%)
栃 木	547,792,420	635,501,339	643,409,150	636,197,677	▲1.12
山 梨	256,297,333	294,719,539	297,972,241	296,803,384	▲0.39
青 森	286,536,681	340,178,649	345,906,844	338,854,681	▲2.04
岐 阜	593,621,611	686,239,783	695,196,932	699,651,954	0.64
富 山	284,814,966	331,004,829	337,965,191	338,281,000	0.09
滋 賀	285,326,113	339,912,589	347,228,761	346,942,169	▲0.08
京 都	720,635,548	832,441,583	841,485,478	841,706,828	0.03
岡 山	615,750,226	708,111,293	722,706,633	724,431,026	0.24
山 口	468,065,709	530,590,117	532,902,676	533,334,151	0.08
島 根	211,640,359	243,795,169	245,094,297	243,105,336	▲0.81
鳥 取	188,127,798	213,107,520	215,110,372	215,243,350	0.06
香 川	299,751,010	346,254,775	349,874,344	350,335,506	0.13
徳 島	290,439,378	329,432,211	328,399,670	332,088,077	1.12
高 知	243,958,296	276,911,860	280,506,570	279,654,468	▲0.30
新 潟	744,667,057	850,664,317	851,043,474	860,902,409	1.16
岩 手	394,450,902	460,904,749	467,987,729	469,703,675	0.37
石 川	327,360,044	377,009,775	375,976,464	381,693,935	1.52
長 野	614,558,033	712,553,273	718,335,506	712,599,304	▲0.80
福 井	174,541,087	201,668,181	204,765,284	204,828,672	0.03
沖 縄	193,730,706	225,843,023	227,622,829	228,813,592	0.52
国保組合職員	1,943,000	2,103,500	2,034,000	2,268,000	11.50
合 計	7,744,008,277	8,938,948,074	9,031,524,445	9,037,439,194	0.07

### 保険料収納額の対前年度伸び率【支部別】

(単位:円)

支部名	A.17年度				B.18年度			
	均等割	所得割	介護分	合 計	均等割	所得割	介護分	合 計
栃 木	400,210,500	192,952,950	50,245,700	643,409,150	395,751,000	189,811,477	50,635,200	636,197,677
山 梨	183,726,500	89,603,241	24,642,500	297,972,241	182,458,500	89,396,884	24,948,000	296,803,384
青 森	195,716,300	122,084,144	28,106,400	345,906,844	197,036,000	113,216,681	28,602,000	338,854,681
岐 阜	428,029,000	212,550,832	54,617,100	695,196,932	431,605,500	212,536,454	55,510,000	699,651,954
富 山	204,198,000	106,087,691	27,679,500	337,965,191	204,289,000	105,297,600	28,694,400	338,281,000
滋 賀	212,875,500	108,752,561	25,600,700	347,228,761	213,290,500	107,244,869	26,406,800	346,942,169
京 都	513,648,500	261,116,078	66,720,900	841,485,478	517,127,000	256,668,628	67,911,200	841,706,828
岡 山	449,036,000	214,540,533	59,130,100	722,706,633	450,563,500	214,014,726	59,852,800	724,431,026
山 口	340,436,500	151,827,876	40,638,300	532,902,676	340,737,500	151,397,451	41,199,200	533,334,151
島 根	158,808,700	65,064,397	21,221,200	245,094,297	157,344,500	64,550,836	21,210,000	243,105,336
鳥 取	133,073,000	64,425,672	17,611,700	215,110,372	134,200,500	63,215,250	17,827,600	215,243,350
香 川	222,626,500	98,313,844	28,934,000	349,874,344	223,994,500	97,041,806	29,299,200	350,335,506
徳 島	209,039,000	89,865,170	29,495,500	328,399,670	211,547,000	90,351,477	30,189,600	332,088,077
高 知	170,241,500	87,823,070	22,442,000	280,506,570	169,651,000	87,287,068	22,716,400	279,654,468
新 潟	536,682,500	243,589,774	70,771,200	851,043,474	542,640,000	245,655,609	72,606,800	860,902,409
岩 手	286,883,800	142,889,529	38,214,400	467,987,729	289,941,500	140,623,775	39,138,400	469,703,675
石 川	231,107,000	112,566,564	32,302,900	375,976,464	235,646,000	113,038,735	33,009,200	381,693,935
長 野	447,150,500	209,531,806	61,653,200	718,335,506	442,958,500	207,660,004	61,980,800	712,599,304
福 井	126,956,500	62,347,184	15,461,600	204,765,284	126,780,500	62,390,572	15,657,600	204,828,672
沖 縄	142,180,000	65,863,329	19,579,500	227,622,829	143,591,000	65,084,992	20,137,600	228,813,592
国保組合職員	1,908,000		126,000	2,034,000	2,156,000		112,000	2,268,000
合 計	5,594,533,800	2,701,796,245	735,194,400	9,031,524,445	5,613,309,500	2,676,484,894	747,644,800	9,037,439,194

支部名	B/A(%)			
	均等割	所得割	介護分	合 計
栃 木	▲1.11	▲1.63	0.78	▲1.12
山 梨	▲0.69	▲0.23	1.24	▲0.39
青 森	0.67	▲7.26	1.76	▲2.04
岐 阜	0.84	▲0.01	1.63	0.64
富 山	0.04	▲0.74	3.67	0.09
滋 賀	0.19	▲1.39	3.15	▲0.08
京 都	0.68	▲1.70	1.78	0.03
岡 山	0.34	▲0.25	1.22	0.24
山 口	0.09	▲0.28	1.38	0.08
島 根	▲0.92	▲0.79	▲0.05	▲0.81
鳥 取	0.85	▲1.88	1.23	0.06
香 川	0.61	▲1.29	1.26	0.13
徳 島	1.20	0.54	2.35	1.12
高 知	▲0.35	▲0.61	1.22	▲0.30
新 潟	1.11	0.85	2.59	1.16
岩 手	1.07	▲1.59	2.42	0.37
石 川	1.96	0.42	2.19	1.52
長 野	▲0.94	▲0.89	0.53	▲0.80
福 井	▲0.14	0.07	1.27	0.03
沖 縄	0.99	▲1.18	2.85	0.52
国保組合職員	13.00		▲11.11	11.50
合 計	0.34	▲0.94	1.69	0.07

**老人被保険者数(平均)の年度別推移及び対前年度伸び率【支部別】** (単位:人)

支部名	A.平成15年度	B.平成16年度	C.平成17年度	D.平成18年度	D/C(%)
栃 木	375	358	330	313	▲5.15
山 梨	176	165	153	148	▲3.27
青 森	200	187	174	170	▲2.30
岐 阜	228	212	200	193	▲3.50
富 山	187	180	178	169	▲5.06
滋 賀	145	136	137	129	▲5.84
京 都	518	498	473	446	▲5.71
岡 山	350	324	303	280	▲7.59
山 口	304	289	265	243	▲8.30
島 根	177	169	161	149	▲7.45
鳥 取	115	117	117	111	▲5.13
香 川	186	180	173	162	▲6.36
徳 島	173	168	161	153	▲4.97
高 知	133	123	118	115	▲2.54
新 潟	419	398	371	356	▲4.04
岩 手	174	169	166	155	▲6.63
石 川	184	173	166	157	▲5.42
長 野	475	451	439	429	▲2.28
福 井	95	96	94	93	▲1.06
沖 縄	52	44	39	39	0.00
国保組合職員	1	1	0	0	0.00
合 計	4,664	4,437	4,219	4,010	▲4.95

**老人医療費(医科)の年度別推移及び対前年度伸び率【支部別】** (単位:円)

支部名	A.平成15年度	B.平成16年度	C.平成17年度	D.平成18年度	D/C(%)
栃 木	169,940,730	195,226,620	208,738,270	178,316,950	▲14.57
山 梨	96,917,860	90,796,850	72,914,280	71,456,240	▲2.00
青 森	96,550,090	91,129,820	114,943,470	103,762,510	▲9.73
岐 阜	154,930,480	100,738,440	102,466,210	90,390,110	▲11.79
富 山	131,435,870	110,497,660	113,467,030	121,638,370	7.20
滋 賀	68,955,350	91,068,050	82,676,240	92,229,190	11.55
京 都	349,699,190	380,965,620	359,212,280	312,999,840	▲12.86
岡 山	226,809,700	217,118,920	247,298,630	225,925,690	▲8.64
山 口	191,645,850	179,232,710	192,675,020	157,544,340	▲18.23
島 根	101,468,460	105,872,420	107,699,760	91,726,320	▲14.83
鳥 取	51,538,310	46,112,380	48,645,130	55,616,700	14.33
香 川	126,000,330	135,199,290	137,788,830	105,524,940	▲23.42
徳 島	101,256,450	95,060,000	105,344,540	99,509,520	▲5.54
高 知	70,804,990	62,568,510	67,896,080	96,264,090	41.78
新 潟	169,867,440	168,972,850	154,641,630	149,617,920	▲3.25
岩 手	101,820,170	90,583,760	117,248,570	120,685,930	2.93
石 川	138,913,830	119,784,940	138,594,130	111,398,160	▲19.62
長 野	220,402,130	232,299,150	213,089,640	218,195,000	2.40
福 井	50,294,400	57,986,840	59,428,240	54,973,030	▲7.50
沖 縄	42,501,180	32,082,810	37,323,310	19,977,000	▲46.48
合 計	2,661,752,810	2,603,297,640	2,682,091,290	2,477,751,850	▲7.62

## 平成18年度 節目健診事業の状況

支部名	A・総健診対象者数 (平成18年4月現在)	決算		
		B・受診者数	受診率 (B/A)×100	交付額 (支部役務費含む)
栃木	634 人	167 人	26.34 %	4,155,325 円
山梨	250	43	17.20	1,235,300
青森	284	82	28.87	2,402,505
岐阜	688	235	34.16	6,716,220
富山	300	96	32.00	2,756,839
滋賀	302	69	22.85	1,934,327
京都	770	247	32.08	6,524,241
岡山	607	149	24.55	4,031,413
山口	472	150	31.78	3,627,911
島根	253	41	16.21	1,237,465
鳥取	204	53	25.98	1,307,033
香川	335	52	15.52	1,376,615
徳島	327	113	34.56	2,979,372
高知	283	111	39.22	3,248,798
新潟	846	224	26.48	6,516,234
岩手	374	95	25.40	2,239,967
石川	365	100	27.40	2,903,720
長野	672	215	31.99	5,713,085
福井	198	57	28.79	1,650,033
沖縄	206	73	35.44	2,170,460
国保組合職員	2	0	0.00	0
合計	8,372	2,372	28.33	64,726,863

平成18年度 保健事業実施報告書

支部名	被保険者の教育			被保険者の健康管理推進		
栃木						
山梨						
青森						
岐阜				健康家庭表彰 25名 607,800円 本会共催事業 142名 1,000,000円 スポーツクラブ補助 2件 60,000円		
富山	『赤ちゃんとママ』配布	29冊	121,898円			
滋賀						
京都				健康家庭表彰	35名	403,690円
岡山						
山口	健康管理講座助成	4回	190,000円	従業員健康家庭表彰 110名 323,986円 8020運動啓発事業助成金 50,000円		
	健康に関する書籍配布	805冊	697,141円			
島根				健康家庭表彰	18名	180,000円
鳥取	健康管理講演会	1回	430,000円	健康家庭表彰	5名	152,526円
香川	健康に関する書籍配布	550冊	98,417円	健康家庭表彰	19名	95,000円
徳島	『赤ちゃんとママ』配布	23冊	96,673円			
高知				健康家庭表彰	98名	750,000円
新潟						
岩手						
石川				健康家庭表彰	17名	169,575円
長野						
福井	健康手引書配布	52冊	204,823円	健康家庭表彰	25名	237,625円
沖縄	『赤ちゃんとママ』配布	22冊	77,077円	健康家庭表彰	37名	210,000円
全国歯				健康家庭表彰	342名	3,603,650円
合計			1,916,029円			7,843,852円

被保険者の健康診断・疾病予防			そ の 他			合 計
人間ドック等補助	169名	4,350,384円				5,454,384円
事業所健診	368名	1,104,000円				
組合員巡回車健診補助	563名	1,883,680円				4,558,850円
人間ドック健診補助	157名	1,953,870円				
インフルエンザ 予防接種	360名	721,300円				
節目健診補助	76名	391,340円				3,250,715円
人間ドック	90名	1,350,000円				
家庭用常備薬配布	1,150名	1,509,375円				
成人病検査補助	619名	9,797,118円	2・3種組合員傷病手当金	13名	161,000円	13,610,722円
遠隔健診	120名	369,780円	歯科給付(1種家族)	6件	39,578円	
B型肝炎検査ワクチン補助	62名	458,020円	3種組合員自家診療補助	85件	373,426円	
インフルエンザ 予防接種	440名	438,000円	保養施設費用等補助	518名	306,000円	
脳・人間ドック健診費用	61名	1,557,262円	レクリエーション費用		1,188,542円	3,202,280円
HBs抗原・抗体検査費用		334,578円				
節目健診補助(1種本人)	22名	219,308円	寿会		195,000円	3,148,708円
健康診断負担金	214名	1,000,000円	野球大会助成金		100,000円	
家庭用常備薬配布	522名	1,034,400円	会員福祉大会助成金		600,000円	
スクリーニングテスト・遠隔健診	583名	5,501,837円				5,905,527円
1・2・3種組合員・1種家他 生活習慣病健診	1,417名	7,366,085円	通信費・はがき代等		135,035円	7,501,120円
生活習慣病健診費用	396名	2,420,098円	野球・テニス・ゴルフ・ボウリング・ ソフトボール大会助成金		350,000円	4,270,625円
			保養室維持費用等		239,400円	
節目健診支部補助	40名	196,010円	野球・ゴルフ大会助成金	2回	250,000円	3,745,000円
人間ドック	54名	1,891,190円	健康管理施設費用		387,800円	
家庭用常備薬配布	320名	840,000円				
成人病健診	29名	101,000円	レクリエーション費用	55名	149,000円	3,451,886円
2・3種組合員定期健康診断	514名	1,542,000円	ゴルフ大会助成金		100,000円	
家庭用常備薬配布	275名	462,000円	野球大会助成金		215,360円	
			保養施設費用等補助		300,000円	
がん健診	25名	500,000円				2,882,479円
健康診断補助	246名	1,212,133円				
インフルエンザ 予防接種補助	528名	788,000円				
節目健診支部負担金	15名	188,929円				
1種会員・家族総合健診	71名	373,731円	県歯同好会助成金		100,000円	3,522,859円
従業員健康健診助成金	185名	563,160円				
人間ドック	133名	2,389,295円				
節目健診補助	92名	1,300,467円	野球・ゴルフ大会		200,000円	5,114,237円
人間ドック	65名	1,568,050円	通信費・消費税等		150,517円	
インフルエンザ 予防接種	495名	1,128,135円				
肺炎球菌接種補助	3名	17,068円				
人間ドック	274名	8,045,886円	歯科給付	345名	2,626,473円	10,672,359円
人間ドック	192名	2,264,259円	県歯会野球大会助成金		200,000円	2,464,259円
人間ドック	348名	1,800,000円	ボウリング大会助成金	104名	300,000円	2,464,860円
			通信費・消費税等		195,285円	
人間ドック	1,071名	8,585,253円	歯科給付	35件	180,105円	9,318,548円
精密健康診断補助金	56名	553,190円				
人間ドック	78名	1,987,900円	施設使用料の助成金		91,350円	2,990,398円
インフルエンザ 予防接種	234名	468,700円				
人間ドック	91名	1,104,080円	ボウリング・野球大会・ ゴルフ大会助成金		602,190円	5,064,057円
インフルエンザ 等の予防接種	402名	1,132,620円				
家庭用常備薬配布	881名	1,938,090円				
節目健診事業	2,372名	64,726,863円	節目健診案内印刷代等		40,215円	68,370,728円
		151,428,444円			9,776,276円	170,964,601円

## お知らせ

平成 20 年 4 月から新しい制度が始まります

# 新たな後期高齢者医療制度

現役世代と高齢者世代の負担を明確化し、公平で分かりやすい制度とするために、75歳以上の後期高齢者を対象に、その心身の特性や生活実態などを踏まえて、新たな高齢者医療制度が創設されることになりました。

## 後期高齢者医療制度運営の仕組み

### 1. 運営主体

各都道府県の全ての市町村が加入する広域連合が運営主体となり、この広域連合が、保険料を決めたり、医療の給付などを行います。

### 2. 加入者

広域連合内に住む75歳以上の方及び65歳以上の一定程度の障害のある等の方です。75歳の誕生日から対象となります。

※65歳以上の一定程度の障害がある方は、認定を受けた日から対象となります。

### 3. 負担割合

医療費の負担割合は、一般は1割、現役並み所得者は3割です。

### 4. 保険料

広域連合ごとに、均等割と所得割を組合せて決まり、都道府県内で均一となります。

保険料の納付方法は、原則として年金（年額18万円以上）から天引きされます。年金額が年間18万円未満の方や介護保険料と後期高齢者医療保険料の合算額が年金受領額の2分の1を超える方は、口座振替等により市町村に個別に納付します。

## 全国歯の1種組合員の対応

後期高齢者は、後期高齢者医療制度の被保険者となり、国保組合の被保険者からは外れるが、国保組合の健全な運営に寄与する者であり、1種組合員は引き続き組合員資格を維持でき、「後期高齢者組合員」とします。

## 組合員資格を維持する場合

- 届け出  
後期高齢者組合員となる場合は、1カ月前までに組合にその旨を届け出なければなりません。
- 世帯員の取り扱い  
後期高齢者組合員の家族と従業員（75歳未満の方）はいままで通り「被保険者」として当組合に残ることができます。
- 保険料  
・後期高齢者組合員 月額 6,000円  
・後期高齢者組合員の家族と従業員（75歳未満の方）はいままで通りです。
- 保険給付  
・後期高齢者の医療給付は、後期高齢者医療制度から給付されます。  
・後期高齢者組合員の世帯に属する者は全国歯から医療給付、保健事業、その他組合員の事業の資格があります。
- 後期高齢者保健事業  
保険給付にかわって後期高齢者保健事業として次の事業を行ないます。  
・傷病見舞金 傷病手当金と同じ  
・死亡見舞金 葬祭費と同じ
- 当組合の役員や組合会議員として、組合運営に携わることができます。

## 組合員資格を維持しない場合

- 届け出  
後期高齢者組合員資格を維持しない場合は、1カ月前までに組合にその旨を届け出なければならない。
- 世帯員の取り扱い  
後期高齢者の家族と従業員は、他の医療保険に加入することになります。

※ 平成19年7月現在の対応案ですが、多少の変更になることがあります。

お知らせ

# 高齢者の患者負担の見直しと 高齢受給者証の更新

## 70歳から74歳の方

- 新たな高齢者医療制度の創設に併せて、高齢者の負担が見直されます。平成20年4月から70歳から74歳の方は患者負担が1割から2割に引き上げられます。
- 70歳から74歳の方の現役並み所得者については、平成18年10月から3割負担となっていましたが、当組合では保険証が更新される平成19年7月まで2割負担としてきました。この方については、平成19年8月から3割負担となります。
- これらに伴い、高齢受給者証が更新されます。

### ■ 高齢者の患者負担の見直し

<p>1. 70歳以上の高齢者の患者負担 (平成19年8月～)</p> <p>現役並み所得者 2割 → 3割</p>	<p>2. 70歳以上の高齢者の患者負担 (平成20年4月～)</p> <p>70歳から74歳の高齢者 1割 → 2割 (一般)</p>
----------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------

### ■ 高齢受給者証の有効期限

種 別	有 効 期 限	備 考
現役並み所得者 (2割 → 3割)	平成20年7月31日	
一 般 (1割 → 2割)	平成20年3月31日	
平成20年3月31日以前に75歳の誕生日の方	75歳の誕生月の末日	誕生月の翌月から平成20年3月31日までは老人保健の該当となります。
平成20年4月1日以降に75歳の誕生日の方	75歳の誕生日	誕生日から後期高齢者医療制度の被保険者となります。

お知らせ

40歳～74歳のみなさま

# 平成20年4月から特定健診・特定保健指導が始まります

厚生労働省は医療保険制度改革の一環として医療費の高騰の原因の一つとされている【内臓脂肪型症候群（メタボリックシンドローム）】を減少させるため、医療保険者に40歳～74歳の被保険者全員を対象に『健康診査（特定健診）』を受けていただき、『保健指導（特定保健指導）』を行うよう義務づけました。当組合では、20府県と広範囲になるため、全国を網羅する健診機関を模索中です。

## ■ メタボリックシンドロームとは

内臓の周りに脂肪がたまる「内臓型脂肪型肥満（内臓肥満）」に加え、『高血圧』『高脂血症』『高血糖』という危険因子を2つ以上持っている状態をいい、糖尿病・動脈硬化による循環器病（狭心症、心筋梗塞、脳梗塞、閉塞性動脈硬化症など）脂肪肝（肝硬変、肝臓がん）痛風などの病気を引き起こします。



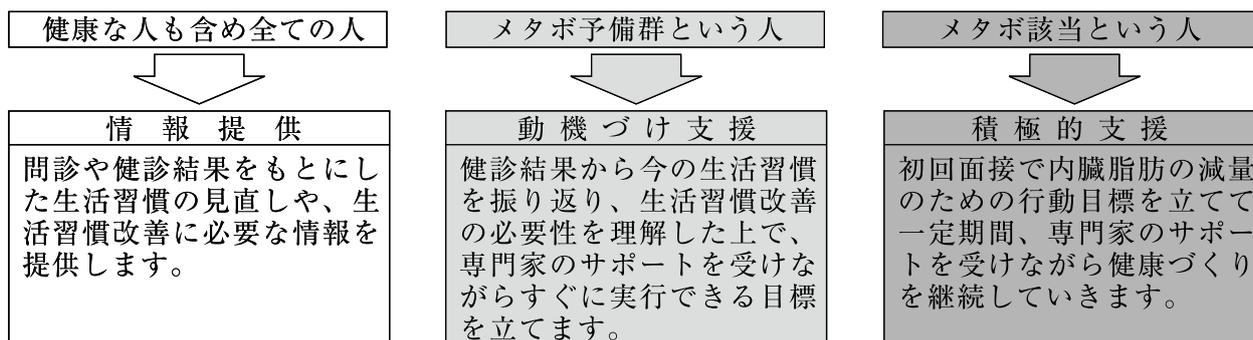
## ■ メタボリックシンドロームの診断基準

必須項目	○腹囲	男性	85cm以上	
		女性	90cm以上	
	○内臓脂肪蓄積		内臓脂肪面積男女とも 100cm <sup>2</sup> 以上の相当	
+				
選択項目 これらの項目のうち2項目以上該当	◇高血圧	最高	130mmHg以上	かつ／または
		最低	85mmHg以上	
	◇高脂血症	中性脂肪	150mg/dl以上	かつ／または
		HDLコレステロール	40mg/dl未満	
	◇高血糖	空腹時高血糖	110mg/dl以上	

※喫煙歴のある人は基準が少し変わります。

## ■ 保健指導対象者の選定

内臓脂肪蓄積のリスクのある人は生活習慣改善のためのサポートを、専門家（医師、保健師、管理栄養士等）から受けられます。健診結果から3つのグループに分けられま



お知らせ



# 石川県能登半島地震・新潟県中越沖地震 は激甚災害に指定されました



新潟県中越沖地震で被災されたみなさまにおかれましては心よりお見舞い申し上げます。一日も早い復興をお祈りいたします。先般、新潟県中越沖地震で被害を受けられた柏崎市、刈羽村周辺の方々に被災されておられるみなさまにおかれましては、現在、保険証がお手元に無い場合でも、「氏名、生年月日、住所」等がわかれば保険証が無くても医療機関で保険診療が受けられます。また、激甚災害の被害を受けられたみなさまには、保険料の減免制度がありますので、詳しくは支部事務所までお問い合わせ下さい。

\*\*\*\*\*

## 厚生労働省・社会保険庁よりお知らせ

あなたの年金記録をもう一度チェックさせて下さい  
～被保険者・年金受給者の皆様へ～

- この度の年金記録に関する問題については、大変ご心配をおかけしておりますことを心よりお詫び申し上げます。
- 基礎年金番号にまだ統合されていない年金記録も、大切に保管しています。
- 年金記録問題への新対応策を進めます。

## お客様からのお問い合わせには真摯に対応します

- ☆ 社会保険事務所の専用窓口にお問い合わせ下さい。
- ☆ お電話でのお問い合わせは「ねんきんあんしんダイヤル」  
フリーダイヤル0120-657830（24時間、土日も対応）
- ☆ インターネットのID・パスワード方式による年金加入履歴の取得をご利用下さい（<http://www.sia.go.jp>）

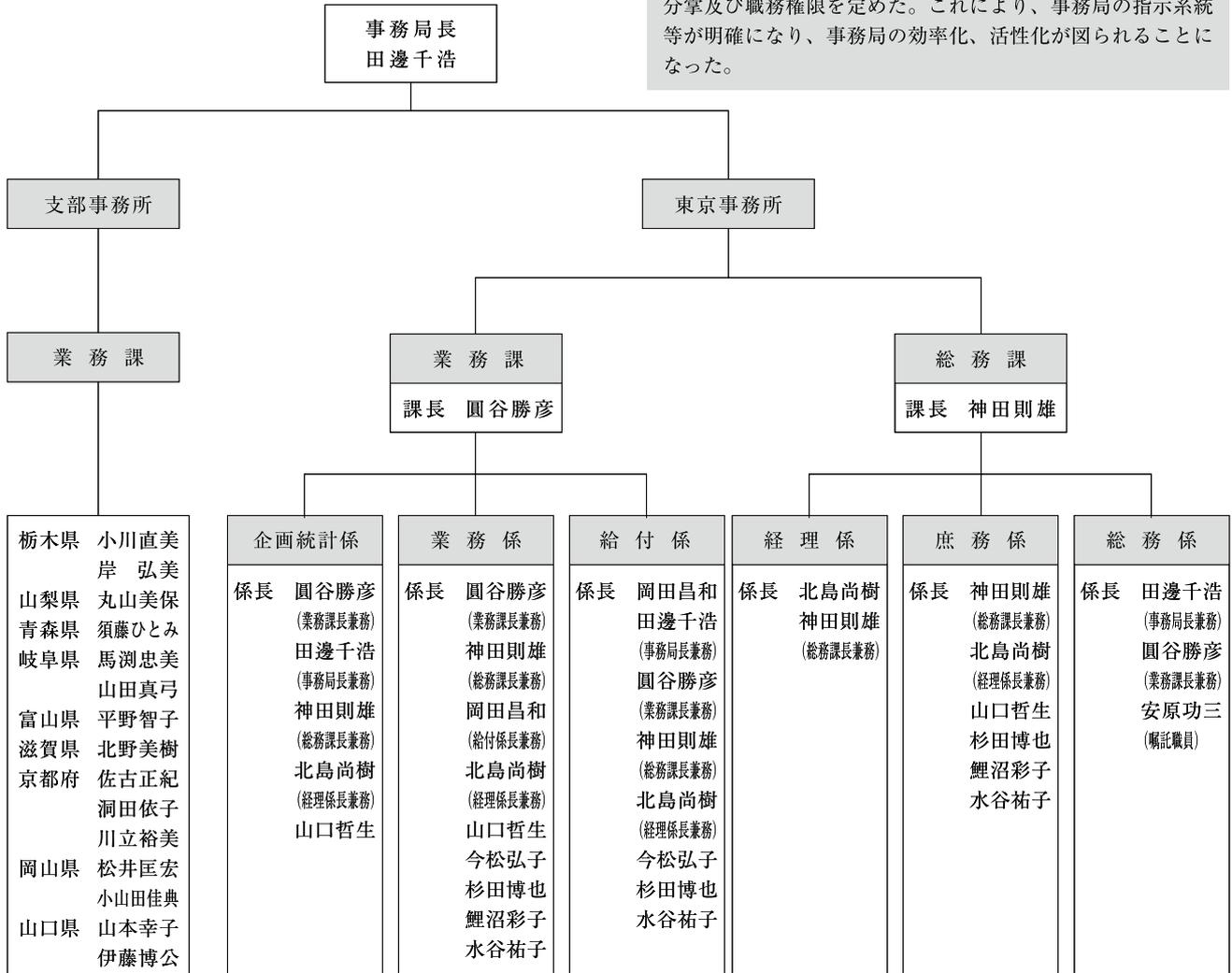
厚生労働省・社会保険庁

お知らせ

# 東京事務所の事務局組織を一新

## 事務局組織図

東京事務所の事務局は、これまで職制規程が定められてなく、事務局長以外の職員の役職がなかったが、平成19年4月1日から新しい職員に関する規程が施行され、その中で職制規程も制定された。この職制規程に基づき、事務局機構、業務分掌及び職務権限を定めた。これにより、事務局の指示系統等が明確になり、事務局の効率化、活性化が図られることになった。



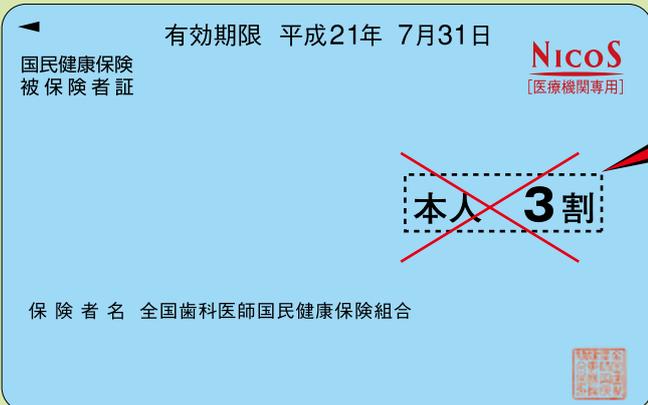
東京事務所・支部事務所電話番号

東京事務所 03-3336-8818

支部名	電話	支部名	電話	支部名	電話	支部名	電話
栃木県	028-648-0472	滋賀県	077-523-2787	鳥取県	0857-23-2621	岩手県	019-623-1571
山梨県	055-252-6481	京都府	075-812-8495	香川県	087-851-4965	石川県	076-251-1010
青森県	017-777-4907	岡山県	086-226-0378	徳島県	088-631-3977	長野県	026-227-5711
岐阜県	058-274-6110	山口県	083-928-8020	高知県	088-823-7369	福井県	0776-25-6108
富山県	076-432-9666	鳥根県	0852-24-2757	新潟県	025-283-3030	沖縄県	098-875-4697

19年8月1日より

本人の負担割合が **3** 割に変わりました



全国歯は19年8月1日から負担割合が法定割合となりましたので、負担割合は表示していません。

国保法施行規則により、「一部負担割合を減じている保険者は、その一部負担割合を表示する。」とされています。

※第59号組合報でも8月から負担割合の変更、保険証の標記等はお知らせしておりますので、そちらもご覧ください。

## 高齢受給者証の更新

70歳～74歳の現役並み所得者について、当組合の保険証が更新される19年8月1日より2割から3割負担に変わりました。

**注：**保険証と高齢受給者証の有効期限は異なります。

国民健康保険 有効期限 平成20年 7月31日  
高齢受給者証

一部負担金の割合 2割→**3割**

全国歯科医師国民健康保険組合

本文P43参照

## お願い

※有効期限の過ぎた保険証、高齢受給者証は支部事務所に必ず返却して下さい。  
※1人1枚となり利便性が向上しましたが、紛失による再発行が増えています。  
保険証、高齢受給者証の取り扱い、保管には十分ご注意ください。